橋本市

人権に関する市民意識調査報告書

平成 31 年 3 月 橋 本 市

はじめに

橋本市におきましては、市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現をめざして、 市民の皆様をはじめ、企業、行政、関係機関が一体になって、さまざまな人権教育や啓発 活動に取り組んでおります。

このたび、市民の皆様が人権問題について、どのように考えておられるのかを把握し、 今後の人権教育、人権啓発などの人権施策を効果的に進めるための基礎資料とするため、 市民の皆様のご理解とご協力をいただき「人権に関する市民意識調査」を 2018 (平成30) 年3月に実施いたしました。

質問事項は、2010 (平成 22) 年度に行った前回の設問及び設問の仕方を大幅に変更した ため、単純には経年比較できない項目が多数あります。また、この間にクローズアップさ れてきた人権課題や、新たに制定された人権に関する法律についての項目を追加しており ます。

本報告書は、今回実施した調査の結果をまとめたものであり、今後、本調査結果を踏まえて、さまざまな人権課題の解決に向けて幅広い取り組みを展開して参りたいと考えております。

最後になりましたが、本調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、調査項目の 検討・作成にご協力をいただいた橋本市人権啓発推進委員会の方々、また調査結果の分析 及び報告書の作成にご協力いただいた大阪市立大学人権問題研究センター 阿久澤麻理子 教授に、心より感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

橋本市長 平木 哲朗

一 目 次 一

Ι.	調	登の概!		
	1.	調査の)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2.	調査内	9容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3.	調査力	7法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4.	回収制	t況······	2
	5.	信頼区	☑間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	6.	回答者	音の属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	7.	属性	(等) 別による比較について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	8.	経年出	と較について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
II.	調	査結果		
•		第1章	人権全般について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
		1.	関心のある人権問題【問 1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2.	人権についての考え方【問 2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3.	人権を侵害された経験【問3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
		4.	人権侵害の内容【問 4-1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
		5.	人権侵害の理由【問 4-2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
		6.	人権侵害への対応【問 4-3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
		7.	人権に関する法律の知識について【問5】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
		第2章	橋本市の人権施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
		1.	橋本市の人権施策の認知度および満足度【問 6】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
		第3章	主な人権課題に関する意識について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		1.	女性の人権について【問7】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		2.	子どもの人権について【問8】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
		3.	高齢者の人権について【問9】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
		4.	障がい者の人権について【問 10】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
		5.	同和問題(部落差別)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
			5-1 同和地区や同和地区の人々に対する差別についての認知経路	
			【問 11】 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
			5-2 同和問題(部落差別)についての現状認識【問 12】・・・・・・・・・	44
			5-3 同和地区や、同和地区を含む小・中学校区内にある住宅の購入・	
			マンションの賃貸に対する考え【問 13 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
			5-4 同和地区や、同和地区を含む小・中学校区内にある物件を避ける	
			理由【問 14】	47

		5-5 同和問題(部落差別)を解決するために特に必要だと思うこと	
		【問 15】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	6.	外国人の人権について【問 16】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	7.	HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権について	
		【問 17】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
	8.	犯罪被害者およびその家族の人権について【問 18】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	9.	刑を終えて出所した人の人権について【問 19】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	10.	性的マイノリティ(性的少数者)の人権について【問 20】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	11.	インターネットによる人権侵害について【問 21】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	12.	結婚に対する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
		12-1 子どもの結婚相手に求める条件【問 22】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
		12-2 子どもの結婚相手に対する親としての態度【問 23】 ・・・・・・・・	65
	13.	虐待について【問 24】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	第4章	人権課題の解決のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	1.	同和問題(部落差別)や人権問題について、学校の授業等で学んだ	
		経験【問 25】	72
	2.	人権問題に関する講演会や研修会への参加と評価【問 26】 ・・・・・・・・	73
	3.	講演会や研修会に参加しなかった理由【問 27】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	4.	今後取り上げてほしいテーマ(講演会など)【問 28】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	5.	<補論>部落差別の「現状認識」と、回答者自身の「意識・態度」	
		の違いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
III.	参考資料		
		 套票 •••••	
	2. 集記	計表	93
	3. 201	10 (平成 22) 年度調査結果との比較表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150

I調査の概要

調査の概要

1. 調査の目的

橋本市では、人権が尊重される心豊かな社会の実現に向け、新たな人権施策の総合的な指針である「橋本市人権施策基本方針」を、2020 (平成 32) 年 3 月に改訂する予定であり、人権尊重の視点に立った行政を進めるとともに、市民の更なる人権意識の高揚を図っていきたいと考えている。本調査は、橋本市が実施している人権教育・啓発の効果を測定しつつ、市民の人権問題についての意識の実態を把握し、今後に向けて効果的な人権施策を構想し、推進していくために必要な基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

2. 調査内容

調査票は、概ね以下の事項に関する質問から構成されている。

- ① 人権問題に関する関心・知識
- ② 人権についての考え方
- ③ 人権を侵害された経験と、その内容及び対応
- ④ 人権に係る法律、市の人権施策について
- ⑤ 主な人権問題に対する考え方(女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者等やハンセン病患者・回復者等、犯罪被害者およびその家族、刑を終えて出所した人、性的マイノリティの人権、インターネットによる人権侵害、同和問題)
- ⑥ 結婚に対する考え方
- ⑦ 虐待について
- ⑧ 人権教育・啓発について

3. 調査方法

本調査は、2018 (平成30) 年1月31日現在、橋本市在住の20歳以上の市民を母集団とする標本調査である。本調査の母集団となる20歳以上人口は53,269人であり、その約3.75%にあたる2,000人を、性別・年齢階層別に比例割り当てし、住民基本台帳から無作為に抽出し、調査対象とした。標本の性別・年齢階層別の内訳は【表1】のとおりである。

表 1 標本数の内訳

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	合計
男性	112	117	152	145	190	216	932
女 性	113	119	158	171	201	306	1, 068
割当標本数	225	236	310	316	391	522	2, 000

調査項目は、橋本市人権啓発推進委員調査部会において検討し、なるべく少ない設問で 効果的な調査ができるよう考慮しつつ、新しい調査項目を付け加えるなどした。調査票は 2018 (平成30) 年3月12日に発送し、無記名で回答の後、同封の返信用封筒にて3月30日までに返送してもらうよう依頼した。その上で、4月27日までに回収された調査票を集計対象とし、分析については、大阪市立大学人権問題研究センター 阿久澤麻理子教授の協力のもと人権・男女共同推進室が行い、本報告書を執筆した。

4. 回収状況

2,000人へ調査票を郵送したところ、不達が20、回収数は883票であった。ただし、返送されたものの中に、極端に回答数が少ないなどの不完全票が21あり、これらを除外した後の有効回答者数は862となった。回収率は【表2】のとおり、割当標本数に対して43.1%、到達標本数に対して約43.5%である。

なお、参考までに【表 3】に、各年齢階層の回収状況を掲載した。少子化によって若年層 の割当標本数も少なくなっているが、回収率も低く、集計対象となる有効票数が少ない。

双 4 凹状响木	表	2	回収結果
----------	---	---	------

割当標本数	不達標本数	到達標 本数	回収数	無効回答数	有効回 答数	割当標本数 に対する有 効回答率	到達標本数 に対する有 効回答率
а	b	c=a-b	d	е	f=d-e	f/a	f/c
2, 000	20	1, 980	883	21	862	43. 1	43. 5

表 3 回収結果(年齢階層別)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳 以上	年齢 不明	合計
a 割当標本数	225	236	310	316	391	522	_	2, 000
b 有効票数	52	74	109	132	234	231	30	862
b/a(%)	23. 1	31.4	35. 2	41.8	59.8	44. 3	_	43. 1

5. 信頼区間

標本の統計量にはバラツキがあることから、推定値のズレの度合いがわかるよう、幅を持たせた推定方法を区間推定といい、その幅の間隔のことを信頼区間という。本調査は、無作為抽出により対象者を選び出しているので、調査結果から母集団の値を推定することができる。信頼区間の 1/2 幅は、次の式によって得られる。

標本誤差 (%) = $\pm 2\sqrt{(N-n)\cdot P\cdot (1-P)/(N-1)\cdot n}$ × 100 (N= 母集団、n = サンプル数、P= 測定値)

本調査でのN(母集団数)は53,269、nは862であり、主要な測定値(%)について、上記の公式から信頼区間を算出した。同様に性別でも算出した【表4】。

例えば、【問 1】で「1.女性の人権問題」に「関心がある」と答えたのは総数の 41.7%である。【表 4】で 41.7%に最も近いのは、40%または 60%の欄であり、総数では 3.3 となっている。そこで、「関心がある」と答えた人は 41.7%でも、母集団(20 歳以上の橋本市民)の値は、信頼度 95%とした場合(同じ調査を 100 回行った場合、95 回まで同じ結果になるという精度)、 $41.7\pm3.3\%$ の間(38.4%~ 45.0%)であると推定できる。

表 4 主要な%における信頼区間の 1/2 幅 (母集団の推定)

			纵米市	女性	男性	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳
			総数	女庄	711	代	代	代	代	代	以上
母集団(N)		53,269	28,449	24,820	5,993	6,281	8,261	8,424	10,400	13,910	
サン	プル数	(n)	862	453	354	52	74	109	132	234	231
	50	%	3.4	4.7	5.3	13.8	11.6	9.5	8.6	6.5	6.5
	55%	45	3.4	4.6	5.3	13.8	11.5	9.5	8.6	6.5	6.5
回	60	40	3.3	4.6	5.2	13.5	11.3	9.3	8.5	6.3	6.4
答	65	35	3.2	4.4	5.0	13.2	11.0	9.1	8.2	6.2	6.2
者	70	30	3.1	4.3	4.8	12.7	10.6	8.7	7.9	5.9	6.0
の	75	25	2.9	4.0	4.6	12.0	10.0	8.2	7.5	5.6	5.7
比	80	20	2.7	3.7	4.2	11.0	9.2	7.6	6.9	5.2	5.2
率	85	15	2.4	3.3	3.8	9.9	8.3	6.8	6.2	4.6	4.7
	90	10	2.0	2.8	3.2	8.3	6.9	5.7	5.2	3.9	3.9
	95	5	1.5	2.0	2.3	6.0	5.0	4.1	3.8	2.8	2.8

6. 回答者の属性

回答者の属性は【表 5】以下のとおりである。回答者の 52.5%が女性、41.1%が男性、「答 えたくない」は 3.0%である。

年代別では、「20歳代」「30歳代」の占める割合が他の年代に比べて低い。

職業構成は性別でかなり差があり、「民間企業・団体の経営者・役員・正社員」が、男性では27.1%で女性の約3倍近くある一方、女性では「無職」が最も多く51.4%、次に「派遣社員、契約社員、非常勤職員、臨時雇い、パート職員(社員)」が17.9%で続く。また、男性の「無職」も3割を超える。

なお、パーセントについては、小数点以下第 2 位の端数処理の都合により、合計欄の 100% に一致しない場合がある。

表 5 回答者の年齢別・性別分布

		<u>1</u> 2	生 別		
年 齢	女 性	男性	答えたく ない	無回答	合 計
20 歳代	29	20	3	0	52
20 MX 1 C	55.8%	38.4%	5.8%	0.0%	100.0%
30 歳代	41	29	3	1	74
30 July 1 C	55.4%	39.2%	4.1%	1.3%	100.0%
40 歳代	58	45	6	0	109
40 July 1 G	53.2%	41.3%	5.5%	0.0%	100.0%
50 歳代	80	47	4	1	132
OO MIX I G	60.6%	35.6%	3.0%	0.8%	100.0%
60 歳代	124	108	2	0	234
OU JUST C	53.0%	46.1%	0.9%	0.0%	100.0%
70 歳以上	121	105	4	1	231
70 //2/2	52.4%	45.5%	1.7%	0.4%	100.0%
無回答	0	0	4	26	30
/// LI	0.0%	0.0%	13.3%	86.7%	100.0%
合計	453	354	26	29	862
H #1	52.5%	41.1%	3.0%	3.4%	100.0%

表 6 回答者の性別・年齢分布

性別				年 齢				合 計
生加	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	無回答	
女性	29	41	58	80	124	121	0	453
文正	6.4%	9.0%	12.8%	17.7%	27.4%	26.7%	0.0%	100.0%
男性	20	29	45	47	108	105	0	354
力圧	5.6%	8.2%	12.7%	13.3%	30.5%	29.7%	0.0%	100.0%
答えたく	3	3	6	4	2	4	4	26
ない	11.5%	11.5%	23.1%	15.4%	7.7%	15.4%	15.4%	100.0%
無回答	0	1	0	1	0	1	26	29
無凹合	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	89.7%	100.0%
合計	52	74	109	132	234	231	30	862
	6.0%	8.6%	12.6%	15.3%	27.2%	26.8%	3.5%	100.0%

表 7 回答者の年齢別・職業分布

					職業					
年齢	農林水産業	自営業	公務員· 教員	民間企業・団 体の経営者・ 役員・正社員	派遣社員·契約 社員·非常勤職 員·臨時雇い·パ 一ト職員(社員)	学生	無職	その他	無回答	合計
20 歳代	0	2	4	15	9	13	6	2	1	52
	0.0%	3.9%	7.7%	28.9%	17.3%	25.0%	11.5%	3.8%	1.9%	100.0%
30 歳代	0	4	10	26	11	0	18	4	1	74
OO JUSC I G	0.0%	5.4%	13.5%	35.1%	14.9%	0.0%	24.3%	5.4%	1.4%	100.0%
40 歳代	1	6	11	47	21	0	15	8	0	109
TO JUST 1	0.9%	5.5%	10.1%	43.1%	19.3%	0.0%	13.8%	7.3%	0.0%	100.0%
50 歳代	3	12	13	32	31	0	32	7	2	132
JO MX I C	2.3%	9.1%	9.9%	24.2%	23.5%	0.0%	24.2%	5.3%	1.5%	100.0%
60 歳代	5	28	4	25	43	0	119	10	0	234
のの版で	2.1%	12.0%	1.7%	10.7%	18.4%	0.0%	50.8%	4.3%	0.0%	100.0%
70 歳	18	19	2	4	6	0	168	14	0	231
以上	7.8%	8.2%	0.9%	1.7%	2.6%	0.0%	72.7%	6.1%	0.0%	100.0%
無回答	0	0	0	0	1	0	3	1	25	30
**************************************	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	10.0%	3.3%	83.4%	100.0%
合計	27 3.1%	71 8.2%	44 5.1%	149 17.3%	122 14.2%	13 1.5%	361 41.9%	46 5.3%	29 3.4%	862 100.0%

表 8 回答者の性別・職業分布

X V D D		190/1								
	職業									
.k4-□.i	## ++ -l.	曲 ++ -1/	公務員	民間企業·団	派遣社員・契約社員・					合計
性別	農林水産業	自営業	·教員	体の経営者・	非常勤職員•臨時雇	学生	無職	その他	無回答	
	<u> </u>		*教員	役員·正社員	い・パート職員(社員)					
女性	9	29	20	47	81	7	233	25	2	453
女性	2.0%	6.4%	4.4%	10.4%	17.9%	1.6%	51.4%	5.5%	0.4%	100.0%
田州	16	39	24	96	38	6	117	16	2	354
男性	4.5%	11.0%	6.8%	27.1%	10.7%	1.7%	33.1%	4.5%	0.6%	100.0%
答えたく	1	3	0	6	2	0	9	5	0	26
ない	3.9%	11.5%	0.0%	23.1%	7.7%	0.0%	34.6%	19.2%	0.0%	100.0%
無回答	1	0	0	0	1	0	2	0	25	29
無凹合	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	6.9%	0.0%	86.3%	100.0%
스틱	27	71	44	149	122	13	361	46	29	862
合計	3.1%	8.2%	5.1%	17.3%	14.2%	1.5%	41.9%	5.3%	3.4%	100.0%

7. 属性(等)別による比較について

調査票の最後でたずねた回答者の基本的な属性等(「性別」「年齢」「職業」の3項目)に加えて、人権問題に関する啓発との接触の度合いを「啓発への接触度(研修会等参加回数)」とし、また「学校での人権問題等の学習経験の有無」も属性の1つとして、計5項目の別にクロス集計表を作成した(巻末に収録)。

ただし、報告書本文中で属性別の傾向を記す場合、少数事例となる属性については、パーセントの比較が難しい。そこで、本文では、おおよその傾向を記すにとどめた。

本文中、属性別の傾向は、「性別」「年齢」「職業」「学校での人権問題等の学習経験の有無」「啓発への接触度」の順に項目をたてているが、顕著な差がみられなかった場合には、項目を省略している。

なお、巻末の集計表における比率については、小数点以下第2位の端数処理の都合により、合計欄の100%に一致しない場合がある。

また、「啓発への接触度」を算出した手順は下記のとおりである。

※「啓発への接触度(研修会等参加回数)」

調査票の【問 26】では、「県や市等自治体主催の講演会・研修会」「学校や PTA 主催の講演会・研修会」「会社・職場が主催の講演会・研修会」「市民団体が主催の講演会・研修会」の4つをあげ、それぞれについて「とても役に立った」「役に立った」「役に立たなかった」「参加していない」の4つから1つを選ぶよう求めている。

さて、回答者のうち「とても役に立った」「役に立った」「役に立たなかった」のいずれかを回答した者は、当該の研修会等に参加した者であるから、各回答者が4つのうちのいくつに参加したのかをカウントし、度数分布表を作成した。これをもとに、すべて参加していない者・すべてに無回答の者を「全くなし」とし、いずれか1つに参加経験のある者を「低群」、2~4つの者を「高群」に分けた。なお、本来なら、全回答者を均等にランク分けしたいところであるが、今回の調査では「全くなし」が圧倒的に多く、1つにしか参加経験のない者もかなり多いため、あえて下記のように3グループに分類した。

		人数 (%)	分 類
0	(すべて参加せず+すべて回答なし)	600人 (69.6%)	「全くなし」
1	(いずれか1つに参加した)	138人(16.0%)	「低群」
2	(いずれか2つに参加した)	64人 (7.4%) 7	
3	(いずれか3つに参加した)	28人(3.3%)	「高群」
4	(すべてに参加した)	32人(3.7%)	124人(14.4%)

また「学校での人権問題等の学習経験の有無」については、下記のとおりである。

※「学校での人権問題等の学習経験の有無」

調査票の【問 25】では、「小学校で学んだ」「中学校で学んだ」「高校・高等専修学校で学んだ」「短大・大学・専門学校(それ以上の学校も含む)で学んだ」のいずれかを回答(重複回答を含む)した者を「学校で学んだ」とし、「はっきりと覚えていない」「学校で学んだ経験はない」のいずれかを回答した者及び「回答なし」を「その他」に分けた。

その結果、「学校で学んだ」が 483 人 (56.0%)、「その他」が 379 人 (44.0%) となり、 この 2 グループに分類することとした。

8. 経年比較について

今回調査の設問は 2010(平成 22) 年度に実施した前回調査の設問及び回答方法を大幅に見直したことから、経年比較が難しくなっている。よって本文中では、経年比較が可能な部分についてのみ比較し、その傾向を記すにとどめた。なお、巻末の集計表では、前回の調査結果と対比させた単純集計表を示している。

II 調 査 結果

第1章 人権全般について

国際社会においては、国際連合が「人権教育のための国連 10 年」(1995-2004) において、すべての政府に人権教育を実施するよう行動計画を示し、さらに現在「人権教育のための世界プログラム・第 3 段階」(2015-2019) が進行中である。一方、日本では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000) によって、人権教育・啓発施策の策定と実施は国・地方自治体の責務とされ、旧橋本市では 2002(平成 14)年6月に「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、2005(平成 17)年には、「人権施策基本方針」を策定してきたところである。さらに、これらの条例及び基本方針の理念は旧高野口町との合併後の橋本市にも引き継がれるとともに、2006(平成 18)年には、「人権擁護都市宣言」に関する決議もさなれ、今日に至っている。

本章では、「関心のある人権問題」「人権についての考え方」「人権を侵害された経験」「人権に関する法律の知識」について質問しながら、人権問題全般に係る市民の意識を探ることを試みた。

1. 関心のある人権問題【問1】

本設問においては、多様な人権課題に対する市民の関心はどのようであるのか。14の人権課題を示し、「関心がある」「少し関心がある」「関心がない」の3つの回答肢より、1つを選択するよう求めた。

なお、14 の課題とは、「女性の人権問題」「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」「同和問題(部落差別)」「日本で暮らす外国人の人権問題」「HIV(エイズ)感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」「犯罪被害者およびその家族の人権問題」「刑を終えて出所した人の人権問題」「性的マイノリティ(性同一性障がいや同性愛者等の性的少数者)に関わる人権問題」「インターネットによる人権侵害問題」「ホームレスの人権問題」「震災に起因する偏見や差別問題」「戦争による人権問題」である。

14 項目に対する回答を、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせて、"ともかくも 関心がある"と答えた者の割合が多かった順に示すと【図 O1-1】となる。

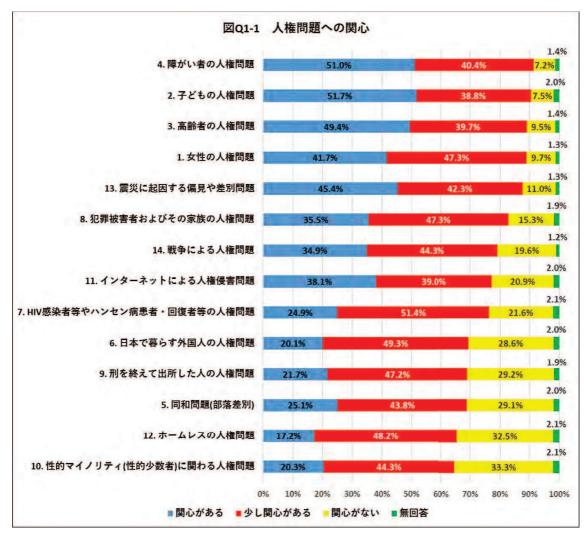
(1) 全体の傾向

「障がい者の人権問題」「子どもの人権問題」では、"ともかくも、関心がある"者が 9 割台前半、「高齢者の人権問題」「女性の人権問題」「震災に起因する偏見や差別問題」が 8 割台後半、「犯罪被害者およびその家族の人権問題」が 8 割台前半、「戦争による人権問題」「インターネットによる人権侵害問題」「HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」が 7 割台後半、「日本で暮らす外国人の人権問題」「同和問題(部落差別)」「刑を終えて出所した人の人権問題」が 6 割台後半と続く。

一方、最も低いのは「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」で、6割台前半、次に低かったのは「ホームレスの人権問題」が6割台半ばである。

(2) 属性別傾向

性別:性別は「答えたくない」は少数事例となるので、「男性」「女性」だけを比較する。"ともかくも関心がある"割合が、「女性」のほうにやや多くなっている項目は、「女性の人権問題」「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」である(2.5~3 ポイント弱の差)。一方、「男性」にやや多いのは、「同和問題(部落差別)」「日本で暮らす外国人の人権問題」「HIV(エイズ)感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」「犯罪被害者およびその家族の人権問題」「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」「インターネットによる人権侵害問題」「ホームレスの人権問題」「震災に起因する偏見や差別問題」である(3~8 ポイント程度の差)。「子どもの人権問題」「刑を終えて出所した人の人権問題」「戦争による人権問題」は男女差がほとんどない。



以下、【図・表】中の番号は、調査票の【設問】中の項目番号と一致している。

年齢:年代が高い者のほうに関心が高い者がより多いのは、次の項目である。「刑を終えて出所した人の人権問題」では、年代が上がるにつれ、"ともかくも関心がある"割合も増える。(「20歳代」と比較すると 16.8%高い)。また、「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」では、「50歳代」「60歳代」「70歳以上」がいずれも 90%以上で、他の年代に比べ高くなっている。

一方、"ともかくも関心がある"割合が、若い年代になるにつれ高くなるのは、「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」で、一番高い「20歳代」は「70歳以上」と比較すると、18.7ポイント高くなる。また「女性の人権問題」は、全体的に関心が高い中で、「20歳代」が96.2%と、特に高くなっている。

このほかの特徴として、若い年代で関心が低いものは、「HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」「犯罪被害者およびその家族の人権問題」「戦争による人権問題」で、いずれも「20歳代」が他の年代に比べて低くなっている。

なお、「同和問題 (部落差別)」も、「20 歳代」が 61.5%で一番低いが、次いで低いのが「50 歳代」の 64.4%となっている。

「インターネットによる人権侵害問題」は、"ともかくも関心がある"割合が高いのは、「40歳代」「50歳代」で8割台半ばとなっており、「70歳以上」は68.0%とやや低い。同様に「日本で暮らす外国人の人権」も「70歳以上」で65.8%と、関心はやや低い。

「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」など、比較的新しく教育・啓発 の場で取り上げられるようになった課題については、若い年代層の関心が高いといえよう。

職業:「その他」を除いて比較してみる。多くの項目に"ともかくも関心がある"割合が相対的に高いのは、「公務員・教員」である。「女性の人権問題」「子どもの人権問題」「障がい者の人権問題」「同和問題(部落差別)」「日本で暮らす外国人の人権問題」「HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」「刑務所等における被収容者の人権問題」「犯罪被害者およびその家族の人権問題」「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」「インターネットによる人権侵害問題」「ホームレスの人権問題」「震災に起因する偏見や差別問題」「戦争による人権問題」で、他の職業と比べると、"ともかくも関心がある"割合が、いずれも一番高い。但し、「刑を終えて出所した人の人権問題」は、「農林水産業(農林水産業の事業主とその家族従業員)」が一番高い。

「公務員・教員」に次いで"ともかくも関心がある"割合が、多くの項目で相対的に高いのは、「無職(主婦〈夫〉・家事手伝いを含む)」で、「高齢者の人権問題」については、「無職(主婦〈夫〉・家事手伝いを含む)」が一番高い。また、「子どもの人権問題」「障がい者の人権問題」「同和問題(部落差別)」「刑を終えて出所した人の人権問題」「戦争による人権問題」は、「公務員・教員」の次に高い。

年齢別の集計と重複するが、年代の若い「学生」の関心が相対的に高いのは、「女性の人権問題」「日本で暮らす外国人の人権問題」「犯罪被害者およびその家族の人権問題」「性的

マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」であるが、その一方で、「関心がない」の割合が相対的に高い項目も多い(「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」「同和問題(部落差別)」「HIV感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題」「刑を終えて出所した人の人権問題」「インターネットによる人権侵害問題」「震災に起因する偏見や差別問題」「戦争による人権問題」)。若い年代層ゆえに、社会の様々な課題や情勢に触れる経験が相対的に少ないことがその背景にあるかもしれない。

啓発接触度: 啓発への接触度が高くなるにつれ、"ともかくも関心がある"の割合が増えるのは、「高齢者の人権問題」「障がい者の人権問題」「同和問題(部落差別)」「日本で暮らす外国人の人権問題 | 「刑を終えて出所した人の人権問題 | 「戦争による人権問題 | である。

中でも「同和問題(部落差別)」では、啓発との接触が「全くない」の層と「高群」の層とで 13.6 ポイントの差がある。次いで「刑を終えて出所した人の人権問題」が 10.4 ポイント差である。なお、「全くない」の層は、いずれの項目においても"ともかくも関心がある"の割合が相対的に低くなっている。

学習経験の有無:ほとんどの項目で、学校で人権問題について学んだ経験がある者のほうが、"ともかくも関心がある"の割合が増える傾向にあるが、特に「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」では、学習経験の有無による差が 16.4 ポイントと大きくなっており、学習経験と関心度の関連性が強い。

(3) 経年比較

14項目のうち、12項目は前回調査とほぼ共通であるが、「震災に起因する偏見や差別問題」と「戦争による人権問題」は、今回新たに追加した項目である。また回答方法においても、前回は関心がある項目を回答する(複数可)こととなっていたが、今回は各項目ごとに「関心がある」「少し関心がある」「関心がない」の3つの選択肢の中から1つを選択回答する形式とした。よって厳密な経年比較はできない。

それでも、"ともかくも関心がある"と回答した者の割合で、項目間での関心度順位を比較してみると、上位3項目は、「障がい者の人権問題」「子どもの人権問題」「高齢者の人権問題」と、前回と今回で変わりはない(【表 O1】)。

このほかでは、「インターネットによる人権侵害問題」「同和問題(部落差別)」「性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題」は、前回と比較して相対的な順位は下がっている。

表Q1 関心を持っている人権課題 経年比較

・H22年度 (n = 918 複数回答)

性同一性障がい者の人権

ホームレスの人権

刑を終えて出所した人の人権

項 日

クロー	/0
障がい者の人権	43.0
子どもの人権	38.9
高齢者の人権	37.5
インターネットへの書き込みによる人権侵害	33.7
女性の人権	30.7
同和問題	24.1
犯罪被害者および家族の人権	21.7
感染症および難病等患者の人権	1 7.8
外国人の人権	11.0

・H30年度 "とにかくも、関心ある"の回答数 (n = 862)

項 目	%
障がい者の人権問題	91.4
子どもの人権問題	90.5
高齢者の人権問題	89.1
女性の人権問題	89.0
震災に起因する偏見や差別問題	87.7
犯罪被害者およびその家族の人権問題	82.8
戦争による人権問題	79.2
インターネットによる人権侵害問題	77.1
H I V 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権問題	76.3
日本で暮らす外国人の人権問題	69.4
同和問題(部落差別)	68.9
刑を終えて出所した人の人権問題	68.9
ホームレスの人権問題	65.4
性的マイノリティ(性的少数者)に関わる人権問題	64.6

(4) 人権問題への関心スコアの平均点

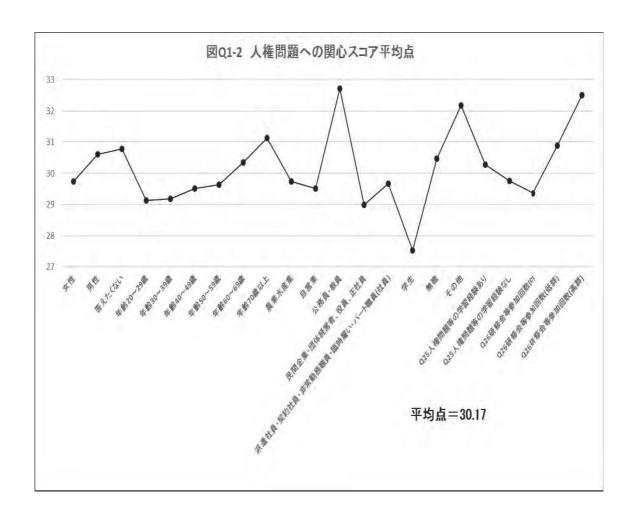
さて、ここまで各種の人権問題に対する市民の関心を個別に検討してきたが、それらを要約的にみるために、"人権問題への関心スコア"を算出し、属性別の値を図に示した(【図Q1-2】)。スコアは、【問 1】の 14 項目に対する回答に対して得点を与え回答者ごとに合計したものである。

9.7

8.7

8.2

なお、スコアは関心がある者に高く、ない者に低くなるよう、「関心がある」 = 3点、「少し関心がある」 = 2点、「関心がない」 = 1点とし、「回答なし」は除外した。各回答者の"人権問題への関心スコア"は、理論的には 14~ 42点の間に散らばることとなるが、本調査の回答者の平均点は 30.17 であった。スコアは、職業別で「公務員・教員」に高く、また啓発との接触度が高いほど、スコアが高いなどの傾向がある。



2. 人権についての考え方【問2】

(1)全体の傾向

【問2】では、人権に関わる11の意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」の4つの回答肢から1つを選ぶよう求め、市民の人権に対する考え方を把握しようと試みた。11の意見は下記のとおりであり、その回答結果は【図Q2-1】【表Q2-1】に示した。

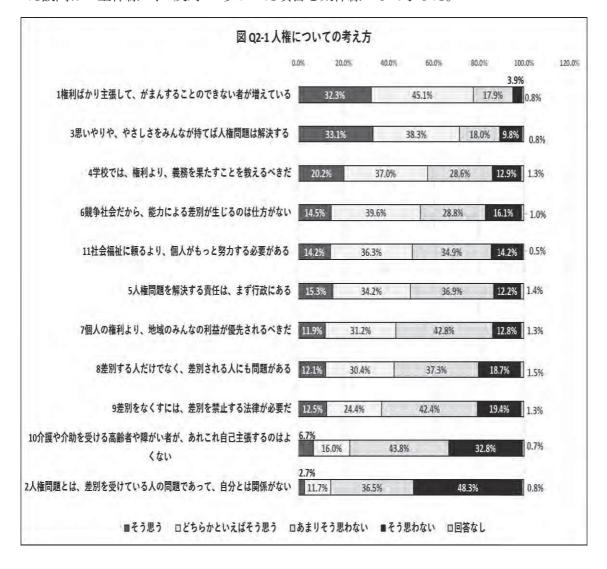
このような問いを設けたのは、一般論として「人権は大切である」と考えてはいても、 人権に関わる具体的・個別的な意見を示されると、それらに対する反応は必ずしも一様で はないからである。また、個別の回答結果を検討するばかりでなく、これらの設問群を因 子分析という手法によって分析し、市民の人権に対する考え方の基層にある考えの一端を 知ることもできる。

【11の意見】

- (1)「権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」
- (2) 「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」

- (3) 「思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」
- (4) 「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」
- (5) 「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」
- (6) 「競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」
- (7) 「個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ」
- (8) 「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」
- (9) 「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」
- (10)「介護や介助を受ける高齢者や障がい者が、あれこれ自己主張するのはよくない」
- (11)「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合を"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合を"反対"とし、【図 Q2-1】【表 Q2-1】では"賛成"の多かった順に上から設問の順番を並び替えて示した。なお、【表 Q2-1】では、"賛成"が多かった設問は二重枠線に、"反対"の多かった項目を太枠線にして示した。



どちらか あまりそ そう思わ といえば う思わな そう思う 回答なし 賛成 反対 ない そう思う (,) 1権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増 32.3% 45.1% 17.9% 3.9% 0.8% 77.4% 21.8% えている 3思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解 33.1% 38.3% 0.8% 18.0% 9.8% 71.4% 27.8% 4学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべき 20.2% 37.0% 28.6% 12.9% 1.3% 57.2% 41.5% 6競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方が 14.5% 39.6% 28.8% 16.1% 1.0% 54.1% 44 9% 11社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要があ 14.2% 36.3% 34.9% 14.2% 0.4% 50.5% 49.1% 5人権問題を解決する責任は、まず行政にある 15.3% 34.2% 36.9% 12.2% 1.4% 49.5% 49.1% 7個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべ 11.9% 31.2% 42.8% 12.8% 1.3% 43.1% 55.6% きだ: 8差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある 12.1% 30.4% 37.3% 18.7% 1.5% 42.5% 56:0% 9差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ! 12.5% 24.4% 42.4% 19.4% 1.3% 36.9% 61:8%: 10介護や介助を受ける高齢者や障がい者が、あれこれ自 6.7% 16.0% 43.8% 32.8% 0.7% 22.7% 76.6% 己主張するのはよくない 2人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、 2.7% 11 7% 36.5% 48.3% 0.8% 14 4% 84.8%

表 Q2-1 人権についての考え方 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」= "賛成"の多かった順)

まず、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」には8割以上、「介護や介助を受ける高齢者や障がい者が、あれこれ自己主張するのはよくない」には7割以上が"反対"していることから、市民の多くが人権問題を自分と関わりのある問題としてとらえ、また、高齢者・障がい者の自己主張を尊重しようとする態度を示している。その一方で、「権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」「思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」では"賛成"が7割を越え、「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」に対しては"反対"が6割を越えていることから、人権問題の解決に対するアプローチとしては、立法などよりも、「がまん」「思いやり」などの心がけが重視されているとみることもできる。

(2) 因子分析(「共通する因子」から強い影響を受ける質問群をグループ化する)

自分とは関係がない

さて、これら 11 の意見を個別にみるばかりでなく、何らかのまとまりをもってとらえ、かつまた、属性別の傾向の違いをみていきたい。因子分析という手法を使えば、市民の回答(変量)に影響を与えている何らかの因子を探り出し、特定の因子から共通して強い影響を受けている質問群をまとめることができる。さらに、特定の因子が示す傾向を、どのような属性の回答者が、より強く有しているのか、といったこともわかる。

そこで、11 間に対する回答に対して、「そう思う」~「そう思わない」が高~低となるように回答に得点を与え(「そう思う」=4、「どちらかといえばそう思う」=3、「あまりそう思わない」=2、「そう思わない」=1、「回答なし」は除外)、因子分析を行ったところ、初回の因子分析では、意味のある 3 つの因子(初期の固有値 1 以上 1)が抽出された。しかしながら、初回の因子分析では、「思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」が、2 つ以上の因子に対して、同程度の因子負荷量を示してしまったため、これを除外し、再度の因子分析を行った。その結果が【表 Q2-2】である。

表Q2-2 因子分析の結果(回転後の因子行列)

		因子	
	1	2	3
10.介護や介助を受ける高齢者や障がい者が、あれこれ自己主張するのはよくない	0.613	0.177	-0.004
8.差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	0.573	0.157	-0.027
11.社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	0.510	0.320	-0.072
2.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	0.382	0.014	0.203
6.競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない	0.364	0.121	0.039
4.学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	0.300	0.539	0.176
1.権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている	0.270	0.409	-0.057
7.個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ	0.204	0.365	0.239
5.人権問題を解決する責任は、まず行政にある	0.082	-0.015	0.634
9.差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ	-0.009	0.086	0.398

因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

第 1 因子に対しては(10)(8)(11)(2)(6)、第 2 因子には(4)(1)(7)、第 3 因子には(5)(9)が それぞれ、相対的に高い因子付加量を示し、3 つの因子が抽出された。但し、3 つの質問群 について、それぞれ信頼度係数(クロンバックの α 信頼性係数)をみたところ、第 3 因子に関わる(5)(9)では、0.5 未満となり、この 2 間を 1 つの質問群としてみなすほどには内的 整合性がないことがわかった。

そこで、第1因子、第2因子のみに注目し、それぞれ次のように名付けることにした(因子をどう名づけるかは研究者の主観によるので、質問群の共通性などに注目した)。

第 1 因子=「自助努力・能力主義・弱者帰責志向」因子(新自由主義的な価値観を 示すとも言えよう)

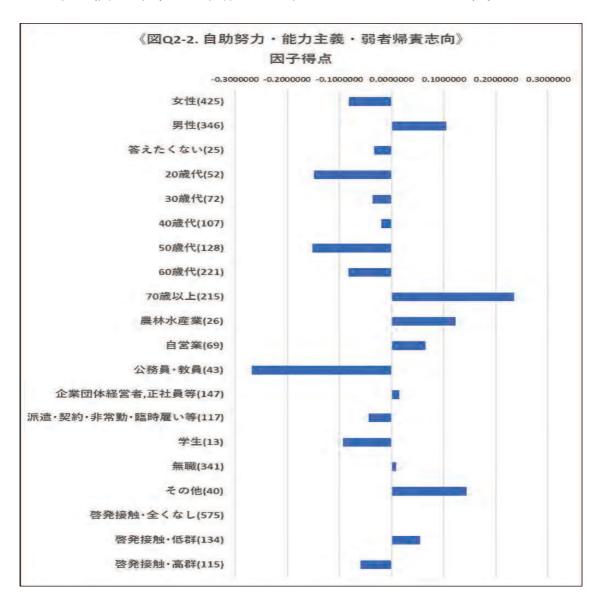
第2因子=「徳目・共同体志向」因子

 1 因子分析によって因子をいくつまで抽出したらよいかについては、いくつかの考え方があるが、ここでは「固有値 1」以上とした。固有値とは「各因子の全項目に対する支配度」と考えていただければよい。

また、各因子が本調査のデータを説明できる割合(%)は、第1因子が 19.872、第 2 因子 が 7.066 (あわせて 26.938%) である。

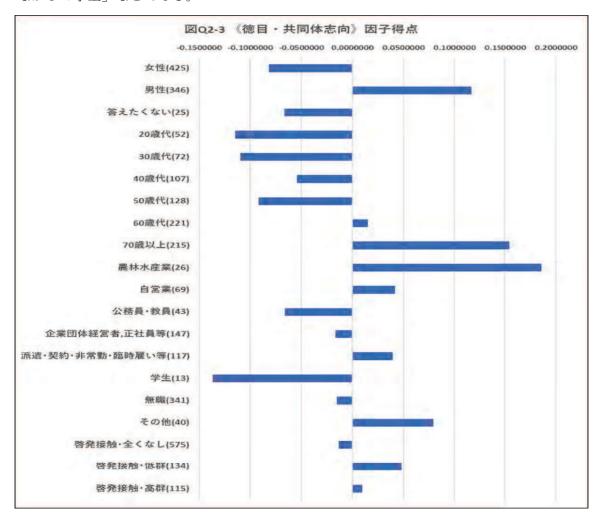
(3) 因子得点の属性別比較から見える傾向

さて、市民の回答に影響を与えている第 1・第 2 因子が、性別や年齢などの属性とどのような関係にあるのかを見るため、属性別の因子得点を【図 Q2-2】【図 Q2-3】に示した。因子得点は、平均が 0 になるように標準化されたもので、どの属性が大きくプラスの側に得点が伸びているか、マイナスの側に伸びているかを見ることによって、その傾向をみることができる(図では、中心が 0、右がプラス、左がマイナスとなっている)。



「自助努力・能力主義・弱者帰責志向」が強いのは、「男性」、「70 歳以上」、などである。これに対し、弱いのは「公務員・教員」が目立つ。

「徳目・共同体志向」が強いのも「男性」、「70歳以上」である。なお、少数事例ではあるが「農林水産業」も強い。これに対し、弱いのは50歳代より若い年代層や、少数事例ながら「学生」などである。



【補 足】

ところで、「自助努力・能力主義・弱者帰責志向」「徳目・共同体志向」も、人権問題の解決を、自己の責任や、心がけ等によって解決しようとしている点では、「私的解決志向」を表すものである。そこで、参考までに、人権問題を行政の取り組みや立法によって、公的に解決しようとする態度を測定していると考えられる、「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」の2問に対する回答についても、属性別の回答結果を【表Q2-3】【表Q2-4】によって見てみることにした。すると、「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて、ともかくも「思う」("賛成")と答えた者は、「女性」や、研修会の参加が「全くない」ものにむしろ多く、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせ、ともかくも「思わない」("反対")と答えた者は、「公務員・教員」で7割を超て多い。

「差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ」では、"反対"が「20歳代」「40歳

代」や「公務員・教員」、ごく少数事例ながら「学生」で7割弱あり、やや高い。 いずれにせよ、「行政の責任」や「差別を禁止する法の立法」に対して、「公務員・教 員」の"反対"が多いことは注意をひく。

表Q2-3 「Q2.5人権問題を解決する責任はまず行政にある」

		そう思う	どちらかと いえばそう	あまりそう	そう思わな	回答なし	合計
性別	女性	67	思う 184	思わない 151	ا۱ 42	9	453
12277		14. 8%	40.6%	33. 3%	9. 3%	2.0%	100.0%
	男性	57	93	143	59	2	354
		16.1%	26.3%	40. 4%	16. 7%	0. 5%	100.0%
	答えたくない	5	9	9	2	1	26
		19. 2%	34. 6%	34. 6%	7. 7%	3.9%	100.0%
	無回答	3	9	15	2	0	29
		10. 4%	31.0%	51.7%	6. 9%	0.0%	100.0%
年齢	20歳代	11	15	19	7	0	52
		21.2%	28. 8%	36. 5%	13. 5%	0.0%	100.0%
	30歳代	8	29	33	3	1	74
		10.8%	39. 2%	44. 6%	4. 1%	1.3%	100.0%
	40歳代	15	33	46	14	1	109
		13.8%	30.3%	42. 2%	12. 8%	0. 9%	100.0%
	50歳代	18	48	53	12	1	132
		13.6%	36.4%	40. 1%	9. 1%	0.8%	100.0%
	60歳代	28	89	83	32	2	234
		12.0%	38.0%	35. 5%	13. 7%	0.8%	100.0%
	70歳以上	51	71	68	34	7	231
		22. 1%	30. 7%	29. 5%	14. 7%	3.0%	100.0%
	無回答	1	10	16	3	0	30
		3.3%	33. 3%	53. 4%	10.0%	0.0%	100.0%
職業	農林水産業	5	8	9	4	1	27
		18.5%	29.6%	33. 4%	14. 8%	3. 7%	100.0%
	自営業	11	24	31	5	0	71
		15.5%	33. 8%	43. 7%	7. 0%	0.0%	100.0%
	公務員·教員	2	10	23	9	0	44
		4.5%	22. 7%	52. 3%	20. 5%	0.0%	100.0%
	民間企業・団体の経営	16	49	65	18	1	149
	者,役員,正社員	10. 7%	32. 9%	43.6%	12. 1%	0. 7%	100.0%
	派遣社員·契約社員·	17	40	51	13	1	122
	非常勤職員·臨時雇 い·パート職員	13. 9%	32. 8%	41.8%	10. 7%	0. 8%	100.0%
	学生	3	6	2	2	0	13
		23. 1%	46. 1%	15. 4%	15. 4%	0.0%	100.0%
	無職	66	127	114	45	9	361
		18. 3%	35. 2%	31.6%	12. 4%	2. 5%	100.0%
	その他	10	20	9	7	0	46
		21. 7%	43.5%	19. 6%	15. 2%	0.0%	100.0%
	無回答	2	11	14	2	0	29
		6. 9%	37. 9%	48. 3%	6. 9%	0.0%	100.0%
q26啓発との 接触度ラン	全くなし(全て参加し ていない・回答なし)	98	218	205	70	9	600
2		16. 3%	36. 3%	34. 2%	11. 7%	1.5%	100.0%
	低群(1)	17	40	60	20	1	138
		12. 3%	29.0%	43. 5%	14. 5%	0. 7%	100.0%
	高群(2~4)	17	37	53	15	2	124
05 27111		13. 7%	29. 8%	42. 8%	12. 1%	1.6%	100.0%
おける同和・	小学校で学んだ	45	91	124	12.0%	0.4%	300
人権問題の	中尚拉不带 / +*	15. 0%	30. 3%	41. 3%	13. 0%	0.4%	100.0%
学習経験。	中学校で学んだ	11 9%	109 34. 8%	120 38. 3%	14 1%	1.0%	313 100. 0%
	宣林、宣华市佐兴林一	11. 8%		38. 3%	14. 1%	1.0%	
但し、	高校·高等専修学校で 学んだ	19 14. 1%	53 39. 3%	33. 3%	16 11. 8%	1.5%	135
複数回答	短大·大学·専門学校	14.1%	39. 3%	33. 3%	11.8%	1.5%	37
	超入・大学・専門学校 で学んだ	13. 5%	43. 3%	29. 7%	13. 5%	0.0%	100.0%
	はっきりと覚えてい	13. 3%	43. 3%	29. 7%	13. 3%	3	219
	ない	14. 5%	35.0%	39. 1%	10. 0%	1.4%	100.0%
	学校で学んだ経験は	30	48	43	10. 0%	4	144
	ない	20. 8%	33.3%	29. 9%	13. 2%	2. 8%	100.0%
	無回答	20.0%	7	7	0	0	160.0%
		12. 4%	43. 8%	43. 8%	0.0%	0.0%	100.0%
		132	295	318	105	12	862
	合計						100.0%
		15.3%	34. 2%	36. 9%	12. 2%	1.4%	100.0%

思う	思わない
55. 4%	42. 6%
42. 4%	57. 1%
53.8%	42. 3%
41.4%	58. 6%
50. 0%	50. 0%
50.0%	48. 7%
44. 1%	55. 0%
50.0%	49. 2%
50. 0%	49. 2%
52. 8%	44. 2%
36.6%	63. 4%
48. 1%	48. 2%
49.3%	50. 7%
27. 2%	72. 8%
43. 6%	55. 7%
46. 7%	52. 5%
69. 2%	30. 8%
53. 5%	44. 0%
65. 2%	34. 8%
44. 8%	55. 2%
52. 6%	45. 9%
41.3%	58.0%
43. 5%	54. 9%
45. 3%	54. 3%
46. 6%	52. 4%
53. 4%	45. 1%
56. 8%	43. 2%
49. 5%	49.1%
54. 1%	43. 1%
56. 2%	43. 8%
49. 5%	49. 1%

表Q2-4 「Q2.9 差別をなくすには差別を禁止する法律が必要だ」

		そう思う	どちらかと いえばそう 思う	あまりそう 思わない	そう思わな い	回答なし	合計
性別	女性	56 12. 4%	108	200 44. 1%	17. 9%	1.8%	453 100. 0%
	男性	45	86	143	78	2	354
		12. 7%	24. 3%	40. 4%	22. 0%	0. 6%	100.0%
	答えたくない	15. 4%	9 34. 6%	7 26. 9%	5 19. 2%	3. 9%	26 100. 0%
	無回答	3	7	16	3	0.0%	29
		10. 3%	24. 2%	55. 2%	10. 3%	0.0%	100.0%
年齢	20歳代	9	7	24	12	0	52
	30歳代	17. 3%	13. 4%	46. 2%	23. 1%	0.0%	100. 0%
	SOME IC	12. 2%	29. 7%	40. 5%	17. 6%	0.0%	100.0%
	40歳代	14	21	50	24	0	109
		12. 8%	19. 3%	45. 9%	22. 0%	0.0%	100.0%
	50歳代	11. 4%	36 27. 3%	56 42. 4%	23 17. 4%	1.5%	132 100. 0%
	60歳代	11. 4%	76	42. 4%	17. 4%	1.5%	234
		7. 7%	32. 5%	40. 6%	17. 9%	1.3%	100.0%
	70歳以上	41	40	95	49	6	231
[ATT COATS	17. 8%	17. 3%	41. 1%	21. 2%	2. 6%	100.0%
	無回答	6. 7%	26. 7%	16 53. 3%	13. 3%	0.0%	100. 0%
職業	農林水産業	2	20. 7%	12	13. 3%	0.0%	27
		7. 4%	29.6%	44. 5%	14. 8%	3. 7%	100.0%
	自営業	11	18	29	13	0	71
	八次三 45三	15. 5%	25. 4%	40. 8%	18. 3%	0.0%	100. 0%
	公務員·教員	13. 6%	18. 2%	50. 0%	18. 2%	0.0%	100.0%
	民間企業・団体の経営	14	41	64	30	0	149
	者,役員,正社員	9.4%	27. 5%	43. 0%	20. 1%	0.0%	100.0%
	派遣社員·契約社員· 非常勤職員·臨時雇	9. 0%	30 24. 6%	57 46. 7%	23 18. 9%	0.8%	122 100. 0%
	い・パート職員 学生	2	2 0 %	6	3	0.0%	13
		15. 4%	15. 4%	46. 1%	23. 1%	0.0%	100.0%
	無職	52	85	142	76	6	361
	その他	14. 4%	23. 5%	39. 3%	21. 1%	1.7%	100. 0%
	C 07 IE	17. 4%	23. 9%	37. 0%	15. 2%	6. 5%	100.0%
	無回答	2	7	17	3	0	29
		6. 9%	24. 1%	58. 6%	10. 4%	0.0%	100.0%
q26啓発との 接触度ラン	全くなし(全て参加し ていない・回答なし)	71 11. 8%	152 25. 3%	262 43. 7%	110 18. 4%	0.8%	100.0%
D D	低群(1)	20	28	53	34	3	138
		14. 5%	20. 3%	38. 4%	24. 6%	2. 2%	100.0%
	高群(2~4)	17	30	51	23	3	124
g25ma学校に	小学校で学んだ	13. 7%	24. 2%	41. 1%	18. 6% 59	2. 4%	100. 0%
おける同和・人権問題の		11. 3%	26. 4%	42. 3%	19. 7%	0.3%	100.0%
学習経験。	中学校で学んだ	32	82	132	61	6	313
		10. 2%	26. 2%	42. 2%	19. 5%	1. 9%	100.0%
但し、	高校·高等専修学校で 学んだ	15 11. 1%	40 29. 6%	56 41.5%	22 16. 3%	1.5%	135 100. 0%
複数回答	短大·大学·専門学校	5	8	17	7	0	37
	で学んだ	13. 5%	21.6%	46. 0%	18. 9%	0.0%	100. 0%
	はっきりと覚えてい ない	31 14. 2%	43	104 47. 5%	39 17.8%	2	219 100. 0%
	学校で学んだ経験は	14. 2%	19. 6%	47.5%	17. 8% 34	0. 9%	100.0%
	ない	13. 2%	22. 9%	39. 6%	23. 6%	0. 7%	100.0%
	無回答	2	2	9	3	0	16
		12. 5%	12. 5%	56. 2%	18. 8%	0.0%	100.0%
	合計	108 12. 5%	210 24. 4%	366 42. 4%	167 19. 4%	1.3%	862 100. 0%

思う	思わない
36. 2%	62. 0%
37. 0%	62. 4%
50. 0%	46. 1%
34. 5%	65. 5%
30. 7%	69. 3%
41. 9%	58. 1%
32. 1%	67. 9%
38. 7%	59. 8%
40. 2%	58. 5%
35. 1%	62. 3%
33. 3%	66. 7%
37. 0%	59. 3%
40. 9%	59. 1%
31. 8%	68. 2%
36. 9%	63. 1%
33. 6%	65. 6%
30. 8%	69. 2%
37. 9%	60. 4%
41.3%	52. 2%
31.0%	69. 0%
37. 1%	62. 1%
34. 8%	63. 0%
37. 9%	59. 7%
37. 7%	62. 0%
36. 4%	61.7%
40. 7%	57. 8%
35. 1%	64. 9%
33. 8%	65. 3%
36. 1%	63. 2%
25. 0%	75. 0%
36. 9%	61.8%

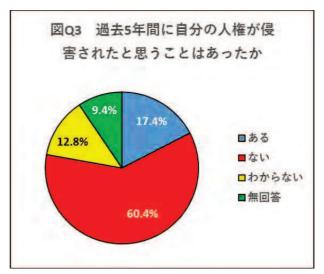
3. 人権を侵害された経験【問3】

「あなたは、過去 5 年間に、自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか」と問い、「ある」「ない」「わからない」から 1 つを選ぶよう求めたところ、全体としては「ない」 (60.4%) が最も多く過半数となり、「ある」は 17.4%であった。「わからない」は 12.8%、「回答なし」も 9.4%ある(【図 Q3】)。

(1) 属性別の傾向

性別:人権侵害の経験が「ない」者は、「男性」のほうが多い(「女性」と 4.4 ポイント差)。「わからない」も同様に「男性」がやや多い(「女性」と 2.4 ポイント差)。

年齢:「20 歳代」~「50 歳代」の年齢 層で、「ある」の割合が多い(いずれも 20%台)。



職業:人権侵害の経験が「ある」との回答は、「公務員・教員」「民間企業・団体の経営者、 役員、正社員」がそれぞれ約2割強あり、やや多い。「ない」は全体的に6割前後で、大き な差はないが、「学生」が69.2%で、やや高い。

学習経験の有無:学校での人権学習の経験がある者とない者とで比較すると、人権侵害が「ない」との回答では、あまり差がみられないものの、「ある」との回答では、学習経験者のほうが 5.2 ポイント高く、一方「わからない」との回答では、学習経験が「ない」者のほうが 3.1 ポイント高い。人権侵害かどうかの認識度は、学習経験のある者のほうが、より明確に認識しているように思われる。

(2) 経年比較

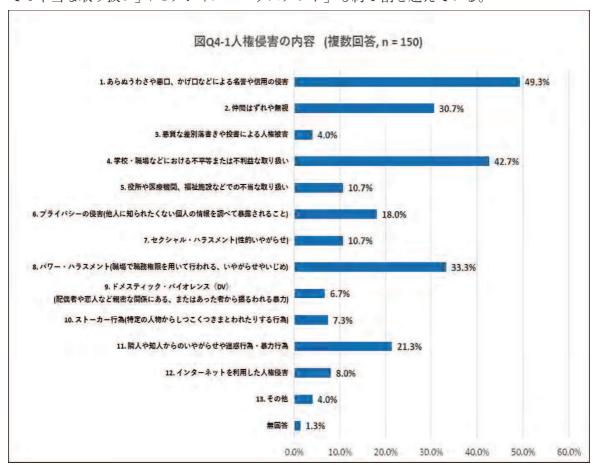
前回調査と今回とでは、選択肢の設定に違いがある(今回は「わからない」の選択肢を追加)ものの、人権侵害を受けた経験が「ある」(17.4%)は、前回の「差別を受けたことがある」と「人権を侵害されたことがある」を合わせた数値(12.6%)より、4.8 ポイント増加している。逆に「ない」は、前回より 22.0 ポイントの減少となっている。

4. 人権侵害の内容【問4-1】

次に、前間で人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた 150 人に限り、それがどのような人権侵害であったか、その理由を 13 項目—「あらぬうわさや悪口、かげ口などによる名

誉や信用の侵害」「仲間はずれや無視」「悪質な差別落書きや投書による人権侵害」「学校・職場などにおける不平等または不利益な取り扱い」「役所や医療機関、福祉施設などでの不当な取り扱い」「プライバシーの侵害」「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力)」「ストーカー行為」「隣人や知人からのいやがらせや迷惑行為・暴力行為」「インターネットを利用した人権侵害」「その他」一から選ぶよう求めた(該当するものはいくつでも選択してよい複数回答方式)(【図 Q4-1】)。

全体としては、「あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害」「学校・職場などにおける不平等または不利益な取り扱い」が4割を超えて最も多い。これに、「パワー・ハラスメント」「仲間はずれや無視」が3割台前半、「隣人や知人からのいやがらせや迷惑行為・暴力行為」「プライバシーの侵害」が約2割前後で続く。「役所や医療機関、福祉施設などでの不当な取り扱い」「セクシャル・ハラスメント」も約1割を超えている。



(1) 属性別の傾向

性別で、多くあげているものに差がある。「男性」にやや多いのは「役所や医療機関、福祉施設などでの不当な取り扱い」(4.8 ポイント差)である。これに対して「女性」に多いのは、「仲間はずれや無視」(10.7 ポイント差)「ドメスティック・バイオレンス」(10.2 ポイ

ント差)「学校・職場などにおける不平等または不利益な取り扱い」(9.2 ポイント差)「セクシャル・ハラスメント」(8.4 ポイント差)「パワー・ハラスメント」(6.4 ポイント差)「ストーカー行為」(5.9 ポイント差) である。

サブ・クエスチョンであるので、少数事例となる属性が多く、性別以外の属性による比較は難しい。

(2) 経年比較

前回調査との比較では、選択肢が異なるため、厳密な比較は難しい。

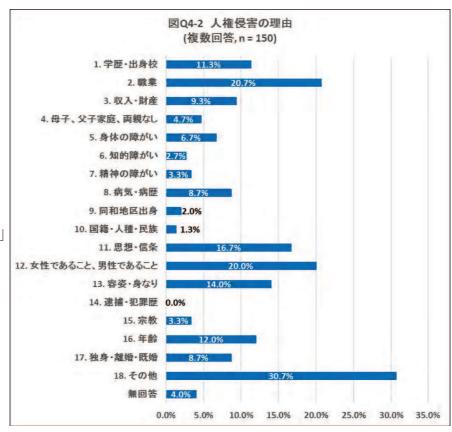
(3) その他

「その他」を選んだ者は6人で、具体的な記入内容は、下記のとおりである。

- ・病院の看護師から受けた高齢者に対する無視
- グループ内からのねたみ
- ・ 特定の個人から受けた (それによりうつ病になった)
- ・ 自分が離婚したことに対する、周りからの悪いうわさ
- ・ 橋本市の施策
- ・ 医療機関の対応(高齢者の診察等に時間をかけ、子供や若者が後回し)

5. 人権侵害の理 由【問4-2】

次に、150人には、150人にはは、、に、はは、に、はは、150人にはないでは、では、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、150人には、



こと」「容姿・身なり」「逮捕・犯罪歴」「宗教」「年齢」「独身・離婚・既婚」「その他」―から選ぶよう求めた(該当するものはいくつでも選択してよい複数回答方式)(【図Q4-2】)。

全体では、「その他」が 30.7%あるほかは、「職業」「女性であること、男性であること」 が 20%台となり、「思想・信条」「容姿・身なり」「年齢」「学歴・出身校」も 1 割を超えている。

(1) 属性別の傾向

性別では、「女性」のほうが多くあげているのは、「女性であること、男性であること」「母子・父子家庭、両親なし」「容姿・身なり」で、特に「女性であること、男性であること」では「男性」と比べて 17.5 ポイントの差がある。「男性」が多くあげているのは「病気・病歴」「思想・信条」「収入・財産」「年齢」で、特に「病気・病歴」で「女性」との間に約 10 ポイントの差がある。

サブ・クエスチョンであるので、少数事例となる属性が多く、その他の属性による比較 は難しい。

(2) 経年比較

前回と今回調査では選択肢にやや違いがあり、正確な比較はできないものの、前回調査より減少が目立つものでは、「学歴・出身校」では14.6 ポイント減少し、「母子・父子家庭、両親なし」では9.1 ポイント減少となっている。

一方、増加が目立つのは、「思想・信条」が 13.3 ポイントの増であり、次いで今回選択肢 「独身・離婚・既婚」と前回選択肢「独身」との比較で 8.7 ポイント増である。

参考までに、今回選択肢「同和地区出身」と前回選択肢「出身地」との差は 20.4 ポイントの減少となっている。

(3) その他

「その他」を選んだ者は 46 人いたが、具体的記述があったものは、下記のとおりである。なお()内に示したのは人数である(特記のないものは、1 名のみの意見)。

- ・相手の利益
- ・仕事の能力
- ・ 両親が持ち家であるか、両親の職業は何か等
- · 雇用形態
- ・ 仕事上の問題
- ・ 非常勤であるがゆえの待遇
- ・ 相手の好き嫌い
- ・ 子供のこと

- · 嫉妬 (3)
- ・ 市職員の態度・言葉
- ・ 出る杭であるとして、打たれること
- ・ 唄がオンチなこと
- ・ 正職員とアルバイトの格差
- ・ 近隣の人からの言葉
- ・ 金銭的なこと
- ・ 根拠のない女性特有の妬み
- ・ 社会的立場 (職場の上司であるとか、医師であるなど) (5)
- ・ 個人の能力
- 医療ミス
- ・ 人間関係による差別
- ・ あらぬうわさ、悪口
- ・ 他府県より転入したこと (2)
- ・橋本市民であること
- ・仕事上の能力
- ・個人的な好き嫌いや感覚
- ・夫婦間のこと
- ・若くして子供を産んだこと

6. 人権侵害への対応【問4-3】

さらに、同じく 150人に、人権侵害を受けた時にどのように対応したかを聞き、11 の選択肢―「友だち・同僚・上司など身近な人に相談した」「家族・親せきに相談した」「地域の自治会役員や民生児童委員に相談した」「弁護士に相談した」「警察に相談した」「法務局や人権擁護委員に相談した」「県や市などの相談窓口に相談した」「民間の支援団体に相談した」「相手に直接抗議するなど自分で解決した」「何もしなかった、我慢した」「その他」―から選ぶよう求めた(該当するものはいくつでも選択してよい複数回答方式)(【図Q4-3】)。全体では、「何もしなかった、我慢した」は 53.3%、「回答なし」が 0.7%であったことから、4 割以上は何らかの対応を行ったことになる。最も多いのは、「友だち・同僚・上司など身近な人に相談した」(43.3%)であり、次いで「家族・親せきに相談した」が 24.7%、「相手に抗議するなど自分で解決した」が 14.7%で続く。なお、「警察」「法務局や人権擁護委員」「県・市の窓口」などの公的な窓口をあげた者は、どれも 5%にも満たなかった。

(1) 属性別の傾向



これに対し、「男

性」が高いものは、「何もしなかった、我慢した」(8.5 ポイント差)、「相手に直接抗議するなど自分で解決した」(4.5 ポイント差)となっている。

サブ・クエスチョンであるので、少数事例となる属性が多く、その他の属性による比較は難しいが、研修会に参加経験のない者は、参加経験のある者に比べ、「民間の支援団体に相談した」比率が高くなっており、また、同和問題や人権問題の学習経験のある者は、学習経験のない者に比べ、「友だち・同僚・上司など身近な人に相談した」比率が高い傾向となっている。

(2) 経年比較

前回調査より、「友だち・同僚・上司など身近な人に相談した」が24.3 ポイントと大幅に増加し、「相手に直接抗議するなど自分で解決した」が4.4 ポイント増加した。一方、「何もしなかった、我慢した」は5.3 ポイント減少し、「家族・親戚に相談した」は4.6 ポイント減少した。

(3) その他

「その他」を選んだのは 13 人で、このうち具体的な記述があったのは下記のとおりである。職場にかかわる書き込みが複数ある。

- ・ 誰が言ったかわからないから
- ・ 相談しても理解してくれない人が多く、意味はなかった

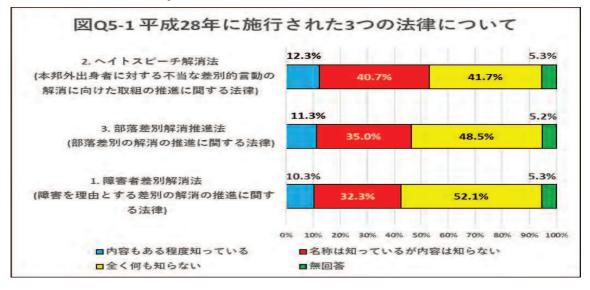
- ・ 会社に相談したが、結局自宅から遠方に車通勤になった
- ・ 話をしたけど話しにならず、よけいにバカあつかいされ、精神的に不安定になり、仕事をやめた
- ・ 市の生活安全課に相談したが、証拠がないからと言って取り扱ってくれなかった
- 辞職した
- ・ 結局、我慢した(2 年間)が、友人、家族から仕事をやめたらと言われ、7 年ぐらいで やめた
- 精神科受診
- ・行政は全く反対意見を聞こうとせず強行した
- ・引越しを機に職場を変えた
- ・警察に相談するか考え中
- ・14年間勤めた職場をやめてしまった

7. 人権に関する法律の知識について【問5】

【問5】では、2016(平成28)年に施行された、差別を解消するための3つの法律について「内容もある程度知っている」「名称は知っているが内容は知らない」「全く何も知らない」から一つ選ぶよう求めた。すなわち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法、平成28年4月施行)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法、平成28年6月施行)」「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法、平成28年12月施行)」である。

(1) 全体の傾向

「内容もある程度知っている」「名称は知っているが内容は知らない」を合わせ、"ともかくも、知っている"と答えた者の割合を「認知度」とし、割合の多かった順に項目を並べ直して示すと下記の【図 Q5-1】とおりとなる。



「ヘイトスピーチ解消法」の認知度は5割強で一番高く、続いて「部落差別解消推進法」が5割弱、「障害者差別解消法」は4割強となっている。全体的にみると、約半数強の市民は3つの法律について知らないという結果となっている。

(2) 属性別の傾向

性別:「障害者差別解消法」の認知度については、「女性」が 41.5%、「男性」が 44.6%と、「男性」の認知度がやや高い。一方、「ヘイトスピーチ解消法」は、「女性」が 49.4%、「男性」が 60.4%となり、「男性」が 11 ポイントも高い。また、「部落差別解消推進法」については、「女性」が 44.4%、「男性」が 50%となり、「男性」が 5.6 ポイント高い。

3つの法律とも、「男性」の方が「女性」より認知度が高い結果となっている。

年齢:全体的には年代の高い者の方が、認知度が高い傾向にある。単純に年代別に比較してみると、認知度が高い年代は、「障害者差別解消法」と「部落差別解消推進法」では、いずれも「70歳以上」が一番高く、それぞれ51.1%、59.7%である。また、「ヘイトスピーチ解消法」は、「60歳代」が一番高く、60.3%である。

逆に認知度が低い年代をみてみると、「障害者差別解消法」と「部落差別解消推進法」が、いずれも「40歳代」で一番低く、それぞれ35.8%、31.2%である。また、「ヘイトスピーチ解消法」は、「20歳代」が44.3%で一番低くなっている。

なお、「全く何も知らない」と答えた者が一番多い年代をみてみると、「障害者差別解消法」が「30歳代」、「ヘイトスピーチ解消法」が 20歳代、「部落差別解消推進法」では、「40歳代」となっている。

職業:3つの法律のどれも、「公務員・教員」の認知度が高く、70%台後半から80%以上の 認知度があり、「内容もある程度知っている」割合も他の職業に比べて相対的に多い。

一方、認知度が一番低いのは、「障害者差別解消推進法」と「部落差別解消推進法」で、いずれも「学生」となっており、それぞれ30.8%、23.1%である。また、「ヘイトスピーチ解消法」では、「派遣社員・契約社員・非常勤職員・臨時雇い・パート職員(社員)」が51.6%で一番低くなっている。

啓発への接触度:「講演会・研修会へ複数回参加している者」は、3つの法律ともに60%以上の認知度があり、また、「講演会・研修会へ1回参加している者」の認知度は50%以上、「全く参加していない者」は35.5%から48.3%の認知度となっている。人権に関わる法律の認知度と、講演会・研修会への参加頻度、すなわち啓発への接触度との関連が強い。

(3) 人権に関する法律の認知スコアの平均点

さて、3項目に対する認知度を要約的にみるために、"人権に関する法律の認知スコア"を

算出した。これは【問5】の3項目に対する回答について、それぞれ得点を与え、回答者 ごとに合計したものである。

得点は「内容もある程度知っている」=3点、「名称は知っているが内容は知らない」=2点、「全く何も知らない」=1点とし、「回答なし」は除外した。

各回答者の"人権に関する法律の認知スコア"は、理論的には3~9点の間に散らばることとなるが、本調査の回答者の平均点は4.91であった。回答者の属性別などでみると【図 Q5-2】のとおりである。職業別では「公務員・教員」のスコアが高く、また啓発との接触度が高いものほどスコアが高い、といった傾向が見られる。

図 Q5-2 人権に関する法律の認知スコアの平均点

第2章 橋本市の人権施策について

現在、本市における人権施策は、人権・男女共同推進室において推進しているが、本室においては、その名のとおり人権啓発の推進とともに、男女共同参画の推進にも取り組んでいるところである。

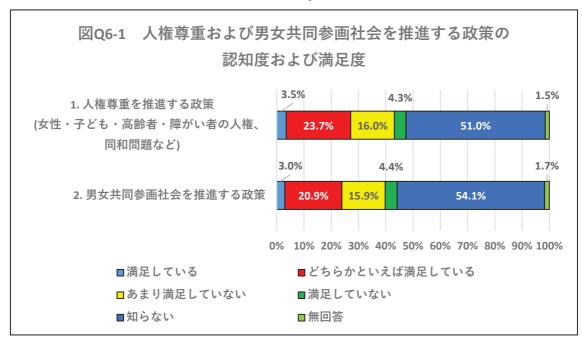
本章では、現在、橋本市の人権・男女共同推進室が中心となって取り組んでいる人権啓発推進施策及び男女共同参画推進施策について質問し、これらの施策に対し市民がどの程度認識しているのか、またその満足度について探ることを試みた。

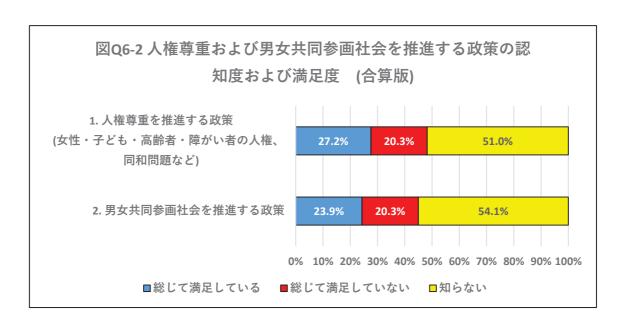
1. 橋本市の人権施策の認知度および満足度【問6】

本設問においては、2つの施策について、項目を「人権尊重を推進する政策」「男女共同参画社会を推進する政策」とし、政策の中身についてイメージしやすいよう、その具体例を例示したうえで、これらについて「満足している」「どちらかといえば満足している」「あまり満足していない」「満足していない」「知らない」の5つの回答肢より、1つを選択するよう求めた。

(1) 全体の傾向

その結果を図にしたのが【図 Q6-1】である。また、「満足している」「どちらかといえば満足している」を合算して"総じて満足している"、「あまり満足していない」「満足していない」を合算し"総じて満足していない"とし、"総じて満足している" "総じて満足していない"「知らない」と答えた者の割合を示すと、【図 Q6-2】となる。





"総じて満足している"の割合は、「人権尊重を推進する政策」で 27.2%、「男女共同参画 社会を推進する政策」で 23.9%となり、一方、"総じて満足していない"の割合は、「人権尊 重を推進する政策 | 「男女共同参画社会を推進する政策 | ともに 20.3%となっている。

なお、「知らない」と答えた者が、いずれの政策も5割を超えていることから、これらの 取り組みの周知が十分出来ているとは言い難い結果となっている。

(2) 属性別の傾向

性別: "総じて満足している"の割合は、「人権尊重を推進する政策」では、女性が 26.9%、 男性が 29.1%、また「男女共同参画社会を推進する政策」では、女性が 22.8%、 男性が 27.1% となり、いずれも男性のほうがやや満足度が高くなっている。

年齢:いずれの政策も、「30歳代」が一番低く、年代が高くなるにつれ、満足度が高くなる傾向にある。特に「70歳以上」では、40%前後と高くなっている。一方、「知らない」と答えた者は、いずれも若年層ほど高くなっており、いずれの政策も「20歳代」「30歳代」では70%を超えている。

職業:「人権尊重を推進する政策」では、"総じて満足している"の割合が高いのは、「農林水産業」で37.1%、次いで「無職(主婦、家事手伝い等含む)」が31.6%と高い。同様に、「男女共同参画社会を推進する政策」では、"総じて満足している"の割合が高いのは、「農林水産業」の37.0%で、次いで「自営業(農林水産業を除く)」の29.6%である。「学生」は、いずれの政策も満足度は一番低くなっている。一方、「知らない」と答えた者は、「学生」が一番高く、いずれも9割を超えており、次いで「民間企業・団体の社員等」「派遣社員・契約社員・臨時雇い・パート職員等」が6割前後で続く。

啓発接触度:いずれの政策も、啓発への接触度が高くなるほど、満足度も高くなる傾向にあり、特に「講演会・研修会へ複数回参加している者」は、「人権尊重を推進する政策」で48.4%、「男女共同参画社会を推進する政策」では42.8%が、"総じて満足している"と答えている。

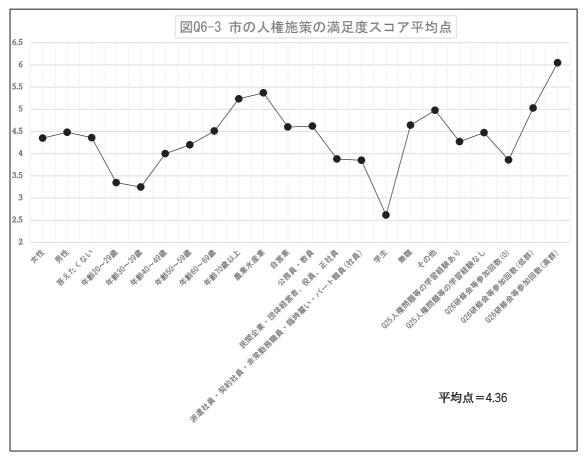
学習経験の有無:学校での人権学習の経験がある者とない者とで比較してみたが、市の政策に係る満足度について、特徴的な差はみられない。

(3) 市の人権施策の満足度スコアの平均点

ところで、これらの満足度を要約的にみるために、"市の人権施策の満足度スコア平均点" を算出した。【問 6】の 2 項目に対する回答について、それぞれ得点を与え、回答者ごとに 合計している。

得点は「満足している」=5点、「どちらかとえいば満足している」=4点、「あまり満足していない」=3点、「満足していない」=2点、「知らない」=1点とし、「回答なし」は除外した。

各回答者の"市の人権施策の満足度スコア"は、理論的には、2点~10点の間に散らばることとなるが、本調査の回答者の平均点は4.36であった。回答者の属性別でみると【図 Q6-3】のとおりである。啓発との接触度が高いものほど、スコアが高い傾向が見られる。



第3章 主な人権課題に関する意識について

本章では、第1章の【問 1】にもあげている14の人権課題のうち、「女性の人権問題」をはじめとする11の主な人権課題、及び結婚や虐待に対する考え方について質問し、各課題に対する市民の意識を探ることを試みた。

1. 女性の人権について【問7】

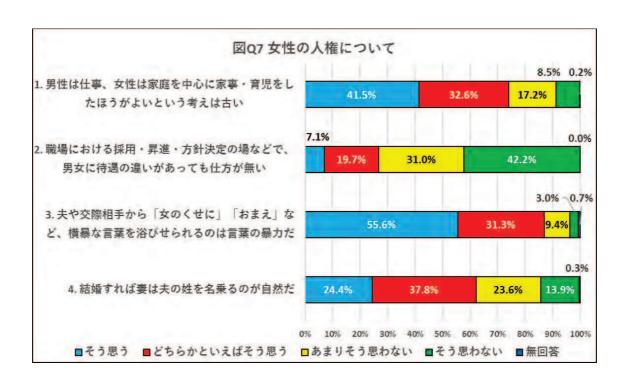
女性も男性もひとりの自立した人間として尊重される男女共同参画を推進するためには、根強く残っている性別による固定的な役割分業意識を解消していくことが求められる。

女性の人権に関しては、以下の4つの意見を示し、それぞれについて「そう思う」「ど ちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう 求めた。

- 1. 男性は仕事、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよいという考えは古い
- 2. 職場における採用・昇進・方針決定の場などで、男女に待遇の違いがあっても仕方がない
- 3. 夫や交際相手から「女のくせに」「おまえ」など、横暴な言葉を浴びせられるのは言葉の暴力だ
- 4. 結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ

(1)全体の傾向

全体の結果は、【図 Q7】のとおりである。また、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算し、「女性の人権を守ろうとする立場に立つ回答・女性の権利を幅広く認めるべきだという立場にたつ回答」(以下"積極的回答"と記す)の多かった順に並べ替えると、【表 Q7】となる。表中、アミをかけた方が"積極的回答"、かかっていない方がその反対の"消極的回答"である。「言葉の暴力」に対しては、"賛成"(積極的回答)が 8 割強となっており、次いで「性別役割分業」に"賛成"(積極的回答)や「職場の待遇の違い」に"反対"(積極的回答)する回答は、7割台となっている。一方で、「結婚後に夫の姓を女性が名乗る」ことについては、"消極的回答"が6割台となっている。



【表 Q7】

	賛 成	反 対
3. 夫や交際相手から「女のくせに」「おまえ」など、横暴な言	86. 9%	12. 4%
葉を浴びせられるのは言葉の暴力だ	00.9%	12.4%
1. 男性は仕事、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよ	74. 1%	25. 7%
いという考えは古い	/4. 1%	23. 7%
2. 職場における採用・昇進・方針決定の場などで、男女に待遇	26. 8%	73. 2%
の違いがあっても仕方が無い	Ζυ. Ο%	73. Z%
4. 結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ	62. 2%	37. 5%

(2) 属性別の傾向

性別:いずれにおいても性別での大きな差はみられない。「職場における採用・昇進・方針決定の場などで、男女に待遇の違いがあっても仕方がない」は、"反対"(積極的回答)が「男性」のほうが 4.4 ポイント多いが、それ以外の質問では、男性のほうに、"消極的回答"がやや多い。

年齢:「夫や交際相手から『女のくせに』『おまえ』など、横暴な言葉を浴びせられるのは言葉の暴力だ」以外で、「70歳以上」で"消極的回答"が最も多い。特に「結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」では、"反対"(積極的回答)が最も多い「30歳代」と最も少ない「70歳以上」とで、19.5ポイントもの差がある。

職業:「結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」に対する"反対"(積極的回答)が一番多いのは「公務員・教員」、次いで「学生」であるが、この項目を除く3項目では、「学生」の"積極的回答"が8割を越えている。また、「男性は仕事、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよいという考えが古い」に対する"賛成"(積極的回答)が「公務員・教員」で8割強あり、同様に「職場における採用・昇進・方針決定の場などで、男女の待遇の違いがあっても仕方がない」に対する"反対"(積極的回答)では、「民間企業・団体経営者、役員、正社員」で8割強となっており、「学生」に次いで多い。また、「男性は仕事、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよいという考えは古い」に対する"賛成"(積極的回答)は、「農林水産業」が9割台で「学生」とほぼ同様に高い。一方、「結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」に対する"反対"(積極的回答)は、「農業水産業」と「自営業」で2割台と、他の職業と比較して低いのが目立つ。

2. 子どもの人権について【問8】

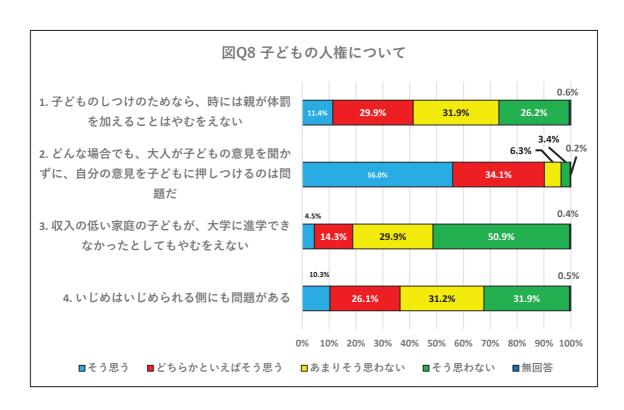
すべての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感し、相手を尊重し支え合うような社会づくりを、大人の責任おいて進めていく必要がある。

子どもの人権に関しては、以下の 4 つの意見を示し、それぞれについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない
- 2. どんな場合でも、大人が子どもの意見を聞かずに、自分の意見を子どもに押しつけるのは問題だ
- 3. 収入の低い家庭の子どもが、大学に進学できなかったとしてもやむをえない
- 4. いじめは、いじめられる側にも問題がある

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q8】のとおりである。また、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算し、「子どもの人権を守ろうとする立場に立つ回答・子どもの権利を幅広く認めるべきだという立場に立つ回答」(以下"積極的回答"と記す)の多かった順に並べ替えると、【表 Q8】となる。表中、アミをかけた方が"積極的回答"、かかっていない方が"消極的回答"である。「子どもの意見表明権」は"積極的回答"が約9割、また「低所得家庭の子どもが大学に進学する権利」は"積極的回答"が約8割で、いずれも幅広く理解されている。これらに比べて「いじめ」「しつけ・体罰」では、"積極的回答"の割合は6割前後であり、やや低くなっている。



【表 Q8】

	賛 成	反 対
2. どんな場合でも、大人が子どもの意見を聞かずに、自分の意見を子どもに押しつけるのは問題だ	90.1%	9.7%
3. 収入の低い家庭の子どもが、大学に進学できなかったとしてもやむをえない	18.8%	80.8%
4. いじめは、いじめられる側にも問題がある	36.4%	63.1%
1. 子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむを えない	41.3%	58.1%

(2) 属性別の傾向

性別:「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」については、「男性」の"賛成"(消極的回答)が多く、「女性」と比べ約15ポイントの差がある。

年齢:「20歳代」は「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」に"反対"(子どもの権利に対する"積極的回答")が7割を超えて最も高く、一方「30歳代」と「70歳以上」が最も低く約5割となっている。「20歳代」は最近までしつけを受けてきた世代であるため、体罰について"反対"意見が多く、一方しつけをする側に回る「30歳代」では、"賛成"(子どもの権利に対する"消極的回答")が多くなる。また「70歳以上」

の"賛成"(子どもの権利に対する"消極的回答")が多くなるのは、当時の教育方針が関係していると思われる。

「低所得家庭の子どもが大学に進学する権利」では、子育て世代である「30 歳代」「40歳代」では、"反対" (積極的回答) がやや少なくなり、子どもの進学と家計のやり繰りとの葛藤があるようにみえる。また、「いじめは、いじめられる側にも問題がある」では、"反対" (積極的回答) の割合は、「20歳代」が7割台で最も高く、次いで「60歳代」「50歳代」が、6割台となっている。

職業:「どんな場合でも、大人が子どもの意見を聞かずに、自分の意見を子どもに押しつけるのは問題だ」では、どの職業においても"賛成"(積極的回答)が多くなったものの、他の3つの設問に対する"賛成"意見には職種でバラツキがある。「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」では、「学生」が7割台後半で"積極的回答"が一番多く、「収入の低い家庭の子どもが、大学に進学できなかったとしてもやむをえない」では、「農林水産業」が9割超で"積極的回答"が一番多い。また、「いじめは、いじめられる側にも問題がある」では、約8割の「公務員・教員」が"積極的回答"をしている。

学生は、「収入の低い家庭の子どもが、大学に進学できなかったとしてもやむをえない」 を除き、全体的に"積極的回答"が多くなっている。

啓発接触度:「収入の低い家庭の子どもが、大学に進学できなかったとしてもやむをえない」と「いじめは、いじめられる側にも問題がある」では、研修会等参加回数が多いほど、"積極的回答"が多い。

3. 高齢者の人権について【問9】

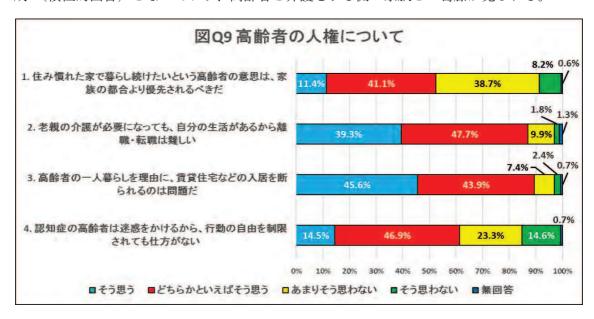
高齢者の人権が尊重される社会をつくるためには、人を年齢で決めつけず一人ひとりの 多様性を認め合い、高齢者が自らの意思に基づき、何事にも参加できる社会を築くことが 必要である。

ここでは高齢者の人権について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 住み慣れた家に暮らし続けたいという高齢者の意思は、家族の都合より優先されるべきだ
- 2. 老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職することは難しい
- 3. 高齢者の一人暮らしを理由に、賃貸住宅などの入居を断られるのは問題だ
- 4. 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q9】のとおりである。また、【表 Q9】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算して示した。「高齢者の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場に立つ回答」(以下"積極的回答"と記す。表中、アミをかけた方。その逆は「消極的回答」)の多かった順に並べ替えた。「老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職は難しい」で"賛成"が8割強あるのに対し、「住み慣れた家で暮らし続けたいという高齢者の意思は、家族の都合より優先されるべきだ」においても約半数が"賛成"(積極的回答)となっており、高齢者と介護をする側の家族との葛藤が見られる。



【表 Q9】

	賛 成	反 対
3. 高齢者の一人暮らしを理由に、賃貸住宅などの入居を断られるのは問題だ	89.5%	9.8%
1. 住み慣れた家で暮らし続けたいという高齢者の意思は、家族の都合より優先されるべきだ	52.5%	46.9%
4. 認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない	61.4%	37.9%
2. 老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職することは難しい	87.0%	11.7%

(2) 属性別の傾向

性別:「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない」では、

"反対"(高齢者の人権に対する"積極的回答")は、「女性」のほうが「男性」より多く 8.6 ポイント差がある。これ以外は性別での大きな差はみられない。

年齢:「住み慣れた家で暮らし続けたいという高齢者の意思は、家族の都合より優先されるべきだ」では、年代が高くなるほど、高齢者の人権に対して"積極的回答"が多くなっている。「高齢者の一人暮らしを理由に、賃貸住宅などの入居を断られるのは問題だ」では、「40歳代」から「70歳以上」にかけては、約9割が"賛成"(積極的回答)をしているものの、若年層、特に「30歳代」では8割程度とやや少ない。また、「老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職することは難しい」では、「20歳代」は"積極的回答"が他に比べ高く、職業が変わることに対する考え方に柔軟性がみえる。

職業:「住み慣れた家で暮らし続けたいという高齢者の意思は、家族の都合より優先されるべきだ」では、"賛成"(積極的回答)は「自営業」では約6割と最も高く、「農林水産業」「無職」においても5割を超えている。「老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職することは難しい」では、"反対"(積極的回答)は全体的に少なく、「学生」でも2割台、そのほかは2割未満である。自営かサラリーマンかに関わらず、仕事と介護の両立が困難な現状があることを示している。「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない」では、"賛成"(消極的回答)は「学生」が7割台で、ほかと比べやや多くなっている。

啓発接触度:「老親の介護が必要になっても、自分の生活があるから離職・転職することは難しい」では差がないものの、これ以外は全般的に研修会等の参加経験のある者の方が"積極的回答"がやや多くなっている。

4. 障がい者の人権について【問 10】

障がい者の人権と尊厳が尊重されるとともに、共に生きる社会を目指すノーマライゼーションの理念が共有され、またバリアフリー化を進めることにより、障がい者が安全で豊かな生活が送れる社会を築くことが大事である。

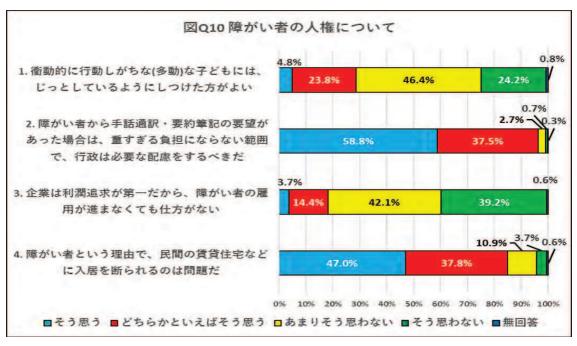
ここでは、障がい者の人権について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらか といえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 衝動的に行動しがち(多動)な子どもには、じっとしているようにしつけた方がよい
- 2. 障がい者から手話通訳・要約筆記の要望があった場合は、重すぎる負担にならない範囲で、行政は必要な配慮をするべきだ
- 3. 企業は利潤追求が第一だから、障がい者の雇用が進まなくても仕方がない
- 4. 障がい者という理由で、民間の賃貸住宅などに入居を断られるのは問題だ

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q10】のとおりである。また、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算し、「障がいのある人の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場に立つ回答」(以下"積極的回答"と記す)の多かった順に並べ替えると、【表 Q10】となる。

表中、アミをかけた方が"積極的回答"、かかっていない方が"消極的回答"である。「障がい者から手話通訳・要約筆記の要望があった場合は、重すぎる負担にならない範囲で、行政は必要な配慮をするべきだ」は、"積極的回答"が 96.3%と非常に高く、次いで、「民間住宅などに入居を断られるのは問題だ」「企業の障がい者雇用が進まなくても仕方がない」も、"積極的回答"が 8 割台で高くなっている。ただし、「衝動的に行動しがちな子どもには、じっとしているようにしつけた方がよい」では、3 割近くが"賛成"しており、「多動性障がい」への理解はやや低くなっている。



【表 Q10】

	賛 成	反 対
2. 障がい者から手話通訳・要約筆記の要望があった場合は、重すぎ	96.3%	3.4%
る負担にならない範囲で、行政は必要な配慮をするべきだ	90.3%	3.4%
4. 障がい者という理由で、民間の賃貸住宅などに入居を断られるのは	84.8%	14.6%
問題だ	04.0%	14.0%
3. 企業は利潤追求が第一だから、障がい者の雇用が進まなくても仕方	18.1%	81.3%
がない	10.1%	01.3%
1. 衝動的に行動しがち(多動)な子どもには、じっとしているようにしつけ	00.6%	70.6%
た方がよい	28.6%	70.6%

(2) 属性別の傾向

性別:性別で差があるのは、「衝動的に行動しがち(多動)な子どもには、じっとしているようにしつけた方がよい」であり、障がい者の権利に対する"消極的回答"は「男性」の方が多く、12.2 ポイント「女性」より多い。

年齢:「衝動的に行動しがち(多動)な子どもには、じっとしているようにしつけた方がよい」では「70歳以上」の"賛成"(消極的回答)が3割台半ばとなり、他の年代よりやや多い。これに対して「企業は利潤追求が第一だから、障がい者の雇用が進まなくても仕方がない」では、「30歳代」の"消極的回答"が3割弱あり、他の年代よりやや多くなっている。

職業:障がい者の権利に対する理解度は全体的に高いが、特に「学生」は4項目の全てで、 "積極的回答"が1番多くなっており、その理解度は高いといえる。また、「障がい者から手 話通訳・要約筆記の要望があった場合は、重すぎる負担にならない範囲で、行政は必要な 配慮をするべきだ」は、どの職種においても"消極的回答"は1割未満となっており、行政の 合理的配慮の必要性を強く感じているようである。

5. 同和問題(部落差別)について【問 11】【問 12】【問 13】【問 14】【問 15】

同和問題(部落差別)は、日本の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造にもとづく部落差別により基本的人権が侵されるという、わが国固有の人権問題である。本調査において同和問題(部落差別)にかかわる設問には、以下の5つがある。

- ・「同和地区や同和地区の人々に対する差別についての認知経路」【問11】
- ・「同和問題(部落差別)についての現状認識」(5つの場面をあげ、差別があると思うか どうかをたずねる)【問12】
- ・「同和地区や、同じ小・中学校区内にある住宅の購入・マンションの賃貸に対する考え」 【問 13】
- ・「同和地区や、同じ小・中学校区内にある物件を避ける理由」【問14】
- ・「同和問題(部落差別)を解決するために特に必要だと思うこと|【問15】

5-1. 同和地区や同和地区の人々に対する差別についての認知経路【問11】

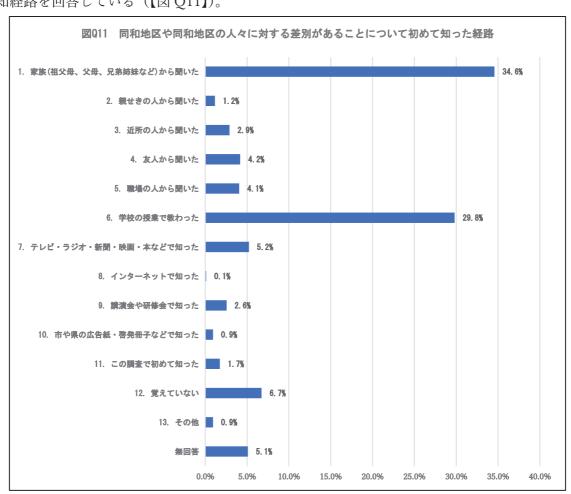
同和地区や同和地区の人々に対する差別について、初めて知ったのは誰から(何から)であるか、下記の13項目から1つを選択するよう求めた。

- 1. 家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)から聞いた
- 2. 親せきの人から聞いた
- 3. 近所の人から聞いた
- 4. 友人から聞いた

- 5. 職場の人から聞いた
- 6. 学校の授業で教わった
- 7. テレビ・ラジオ・新聞・映画・本などで知った
- 8. インターネットで知った
- 9. 講演会や研修会で知った
- 10. 市や県の広報紙・啓発冊子などで知った
- 11. この調査で初めて知った
- 12. 覚えていない
- 13. その他

(1)全体の傾向

全体として圧倒的に多いのは、「家族から聞いた」(34.6%)、「学校の授業で教わった」(29.8%)の 2 つである。一方、「この調査で初めて知った」や「回答なし」は、そもそも同和問題 (部落差別) を知らなかった者と考えられるが、これらを合わせると 6.8%となる。これに「覚えていない」(6.7%) を合わせると 13.5%であり、残りの 86.5%は何らかの認知経路を回答している(【図 Q11】)。



(2) 属性別の傾向

年代による差が大きいので、年代別の集計結果のみ再掲し、さらに、「家族・親せき」を "ごく身近な私的認知経路"として合算し、また、"誰もが接触する公的な認知経路"である「学 校の授業」と、"そもそも部落問題を知らなかった"と考えられる者の割合(「この調査で初 めて知った」+「回答なし」)を対比させて示した(【表 Q11-1】)。

表Q11-1 同和問題の認知経路—「同和地区・同和地区の人々に対する差別がある」ことを初めて知ったのは誰(何)からか

	家か聞た	親き人らいせのか聞た	近のか聞た	友か聞た	職のか聞た	学の業物かた	TVが新映本ど知た	イタネト知 た	講会研会知た	市県広紙発子ど知たやの報啓冊なでった	こ調でめ知たの査初てった	覚え てない	その 他	回答なし	合計 (行)			家族+ 親せき	学校	こ査 めかけなのでてた答し
	12	0	0	2	2	17	1	0	1	1	6	6	1	3	52					
20歳代	23.1%	0.0%	0.0%	3.8%	3.8%	32. 7%	1.9%	0.0%	1.9%	1.9%	11.5%	11.5%	1.9%	5.8%	100.0%		20歳代	23.1%	32.7%	17.3%
30歳代	16	1	0	2	3	31	3	1	0	0	4	8	0	5	74		30歳代			
30版10	21.6%	1.4%	0.0%	2. 7%	4.1%	41.9%	4.1%	1.4%	0.0%	0.0%	5. 4%	10.8%	0.0%	6.8%	100.0%		30 MX 1 C	23.0%	41.9%	12.2%
40歳代	18	0	0	3	3	72	3	0	0	1	0	2	0	7	109		40歳代			
40 892 1 0	16.5%	0.0%	0.0%	2. 8%	2.8%	66.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	1.8%	0.0%	6.4%	100.0%		40 MX 1 C	16.5%	66.1%	6.4%
50歳代	46	0	2	2	2	63	1	0	3	1	1	6	0	5	132	7	50歳代			
O ASC 1 C	34.8%	0.0%	1.5%	1.5%	1.5%	47. 7%	0.8%	0.0%	2.3%	0.8%	0.8%	4.5%	0.0%	3.8%	100.0%		O O JUST 1 C	34.8%	47.7%	4.5%
60歳代	99	2	7	14	10	49	19	0	10	2	2	9	1	10	234		60歳代			
00/02/10	42.3%	0.9%	3.0%	6.0%	4.3%	20.9%	8.1%	0.0%	4.3%	0.9%	0.9%	3.8%	0.4%	4. 3%	100.0%		00,000,10	43.2%	20.9%	5.1%
70歳	99	5	15	10	15	17	17	0	7	3	1	26	5	11	231		70歳			
以上	42.9%	2. 2%	6. 5%	4. 3%	6.5%	7.4%	7.4%	0.0%	3.0%	1.3%	0.4%	11.3%	2. 2%	4.8%	100.0%		以上	45.0%	7.4%	5.2%
回答	8	2	1	3	0	8	1	0	1	0	1	1	1	3	30		回答			
なし	26. 7%	6. 7%	3.3%	10.0%	0.0%	26. 7%	3.3%	0.0%	3.3%	0.0%	3.3%	3.3%	3.3%	10.0%	100.0%		なし	33.3%	26.7%	13.3%
総数	298	10	25	36	35	257	45	1	22	8	15	58	8	44	862		総数			
IND 3X	34.6%	1. 2%	2. 9%	4. 2%	4.1%	29.8%	5. 2%	0.1%	2.6%	0.9%	1.7%	6. 7%	0.9%	5.1%	100.0%		IND 9X	35.7%	29.8%	6.8%

なお、職業については、ごく少数事例となる職業も多いため、職業別にパーセントを比較することは控えておく。

【表 Q11-2】からわかるとおり、「家族・親せき」という、ごく私的な経路をあげたのは、「50 歳代」から上の年代層で多くなり、「60 歳代」「70 歳代」では 4 割を超える。これに対し、「学校」という公的経路をあげたのは、「40 歳代」(66.1 %)をピークに、「30 歳代」「50歳代」(いずれも 4 割台) にも多い。

このような結果になるのは、おそらく公的な認知経路である「学校」において同和教育、 同和問題学習が中心的に取り組まれた時期と深く関わると考えられる。

参考までに【表 Q11-2】として、調査を実施した 2018 年の年末を基準として、各年代層の生年、小中学校への入学年、1969 年(同和対策事業特別措置法の施行)、2002 年(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効)時点の年齢を示した(早生まれは考慮せず、あくまで大まかな目安である)。これを見ると、全員が 1969 年から 2002 年の「法期限内」に小学校に入学し、中学校を卒業している年代は「40 歳代」の

みである。もちろん「30 歳代」「50 歳代」もその多くがあてはまる。このような背景が、 年代別の回答結果に反映しているとみてよかろう。

ただし、ここで気になるのは、「20歳代」で「学校の授業」と答えた者が「30歳代」よりも1割近く少なくなっていること、さらに「20・30歳代」に、そもそも同和問題を知らなかったと考えられる割合がやや高いことである。

表Q11-2 各年代別の小・中学校入学年齢、1969・2002年時の年齢

	4 左			小学校入学 生 年			中	学校入	、学	1969年末年齢			2002年末年齢		
		土 +	•	(7歳	にな	る)	(13歲	気にな	る)	(特措法施行)		寺措法施行)		財特法	失効)
20歳代	1989	~	1998	1996	~	2005	2002	~	2011		~		4	~	13
30歳代	1979	~	1988	1986	~	1995	1992	~	2001		~		14	~	23
40歳代	1969	~	1978	1976	~	1985	1982	~	1991		~	0	24	~	33
50歳代	1959	~	1968	1966	~	1975	1972	~	1981	1	~	10	34	~	43
60歳代	1949	~	1958	1956	~	1965	1962	~	1971	11	~	20	44	~	53
70歳以上		~	1948		~	1955		~	1961	21	~		54	~	

(3)「その他」

なお、その他を選んだ者には具体的な記入を求めている。下記のような記述があった。 70歳以上の方たちの記入がまとまっている。

- 恋人(20 歳代)
- 同和地区に住んでわかった(60歳代)
- なんとなく自然に(70歳以上)
- ・ 子どもの頃からいつの間にか認識(70歳以上)
- ・ 元々橋本市生まれではないが、それとなく耳に入って来た(70歳以上)
- 他の県からきて知った(70歳以上)
- ・ 友人が地区内なのでよく家に行っていた(70歳以上)
- ・ 小さいころよりなんとなく、でも親に人はみな平等と教えられていた(年齢無回答)

5-2. 同和問題(部落差別)についての現状認識【問12】

【問 12】では、同和地区や同和地区の人々に対して、現在、次のことについて差別があると思うか、「日常の交流や交際において」「結婚に際して」「就職に際して」「住宅や土地の購入、および引っ越しに際して」「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」の5項目をあげ、「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」「ほとんど差別はない」「差別はない」「わからない」から1つを選ぶよう求めた。

(1)全体の傾向

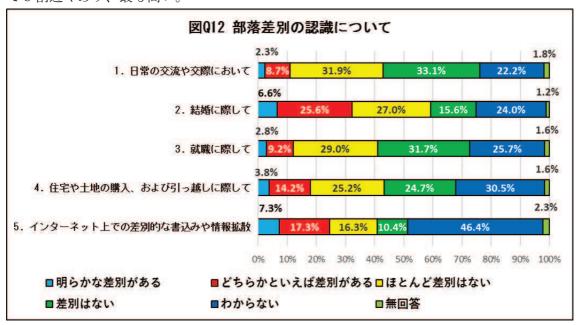
その結果を図にしたのが【図 Q12】である。但し、全体の傾向を要約的に見るために、「明

らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」を合算して"ある"、「ほとんど差別はない」「差別はない」を合算して"ない"とし、"ある"、"ない"、「わからない」の割合を示した("ある"割合が多かった順に上から並べ替えている)のが【表 Q12】である。

"ある"の割合は「結婚に際して」(32.3%)が最も高く、「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」(24.6%)がこれに続く。4人に1人が「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」を挙げているが、この項目に対して"ある"と答えた者は、このようなサイトを見た経験がある可能性が高いかもしれない。

なお「住宅や土地の購入、および引っ越しに際して」「就職に際して」「日常の交流や交際において」は1割台である。

一方、"ない"に注目すると「日常の交流や交際において」「就職に際して」で 6 割を超える。また"わからない"は「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」で 5 割近くあり、最も高い。



表Q12 現在も差別があると思うか(「ある」の多かった順)

	明かな 差別が ある	どかえば ある	ほとん ど差別 はない	差別はない	わからない	回答なし		ある	ない	わからない
結婚に際して	6. 6%	25. 6%	27. 0%	15. 6%	24. 0%	1. 2%		32. 2%	42. 6%	24. 0%
インターネット上での差別的な書込み・情報拡散	7. 3%	17. 3%	16. 3%	10. 4%	46. 4%	2. 3%	-	24. 6%	26. 7%	46. 4%
住宅や土地の購入、引っ越しに際して	3. 8%	14. 2%	25. 2%	24. 7%	30. 5%	1. 6%		18. 0%	49. 9%	30. 5%
就職に際して	2. 8%	9. 2%	29. 0%	31. 7%	25. 7%	1. 6%		12. 0%	60. 7%	25. 7%
日常の交流や交際において	2. 3%	8. 7%	31.9%	33. 1%	22. 2%	1.8%		11. 0%	65. 0%	22. 2%

(2) 属性別の傾向

性別:「住宅や土地の購入、および引っ越しに際して」「就職に際して」「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」では、「女性」の「わからない」がやや多くなっている。

年齢:年齢階層別では、「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」においては、年代層による傾向がとくにない。これ以外の4項目においては、「20・30歳代」の若い年代層の「わからない」が多くなっており、併せて「50歳代」以上の高い年代層で"ない"の割合が相対的に高くなる傾向がある。

なお、「結婚に際して」では「40歳代」、「住宅や土地の購入、および引っ越しに際して」では「30・40歳代」の、"ある"と答えた者がやや高い割合となっている。

啓発接触度:接触の「全くない」者や「低群(1回)」では「わからない」がやや多くなる傾向が、すべての項目に共通している。

(3) 経年比較

設問方法や選択肢が大きく異なるので比較は難しいが、"差別がある(問題がある)"との回答が一番多いのは、いずれも「結婚に際して」である。しかし、前回調査は「同和地区への居住の敬遠」がこれに次いで多かったのに対し、今回の調査では「インターネット上での差別的な書き込みや情報の拡散について」が「住宅や土地の購入、および引っ越しに際して」をやや上回っているのが特徴である。

5-3. 同和地区や同和地区を含む小・中学校区内にある住宅の購入・マンションの賃貸に対する考え【問 13】

まず【問 13】では、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶとしたら、同和地区や同和地区を含む小・中学校区内の物件を避けるかどうか、下記の 4 つの回答肢から 1 つを選択するよう求めた。

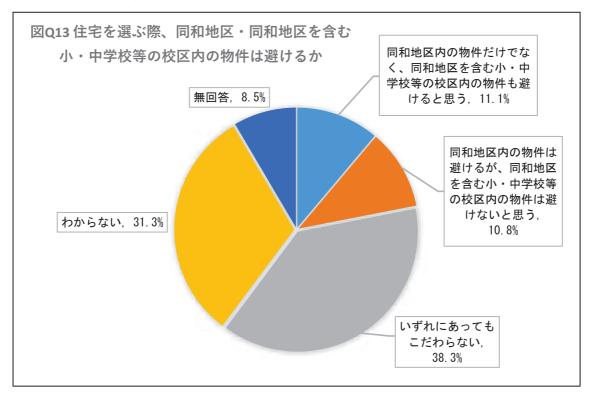
- 1. 同和地区内の物件だけでなく、同和地区を含む小・中学校等の校区内の物件も避けると思う
- 2. 同和地区内の物件は避けるが、同和地区を含む小・中学校等の校区内の物件は避けないと思う
- 3. いずれにあってもこだわらない
- 4. わからない

(1)全体の傾向

全体としては、【図 Q13】のとおりである。

「いずれにあってもこだわらない」(38.3%)が一番多く、次いで「わからない」(31.3%)

が多い。「同和地区内の物件および同じ小・中学校区内の物件も避ける」という回答は11.1%、「同和地区内の物件は避けるが同じ校区内の物件は避けない」という回答は10.8%となり、両方を合わせ、"同和地区を避ける"という回答が約2割ある。



(2) 属性別の傾向

属性別にみると、"同和地区を避ける"という回答は、年齢階層別では「40歳代」、職業別では「民間企業・団体の経営者、役員、正社員」で3割前後あり、やや高い。

また、「いずれにあってもこだわらない」は、年代別では「20 歳代」、及び啓発接触度別では「高群(2~4回)」で、5割前後とやや高くなっている。

5-4. 同和地区や、同和地区を含む小・中学校区内にある物件を避ける理由【問 14】

前問で、「同和地区内の物件だけでなく、同和地区を含む小・中学校等の校区内の物件も避けると思う」または「同和地区内の物件は避けるが、同和地区を含む小・中学校等の校区内の物件は避けないと思う」と回答した者に対し、なぜ同和地区内や同じ校区内の物件を避けるのか、その理由を自由回答方式できいた。記入された回答を、類似する回答に分類し、まとめると下記のとおりである。なお、()内に示したのは人数(特記のないものは1名のみ)。

- ・トラブルを避けたい(16)
- ・まだ差別があるから・「みなされる差別」を受けるから(31)
- ・やっかい・怖いイメージ・風習の違い・人間関係が難しい等 (19)

- ・環境が良くない(7)
- ・売却時に不動産価値が低くなる(7)
- ・逆差別がある(5)
- ・地区についての情報がない・よくわからない(3)
- ・運動(団体)に対するマイナスイメージがある(2)
- ・自分の周りの人の反対がある(5)
- ・子どものため・「みなされる差別」を避けたい(3)
- ・避けるのはしかたない(6)
- ・理由はないが、あえて選ばない(18)
- ・避けてはいない・他にも物件がある(2)
- ・特に差別はない・気にはならない等(9)
- ・その他 (7)

5-5. 同和問題(部落差別)を解決するために特に必要だと思うこと【問15】

同和問題(部落差別)を解決するために、特に必要だと思うことを、下記の選択肢の中から、複数回答方式で選ぶよう求めた。

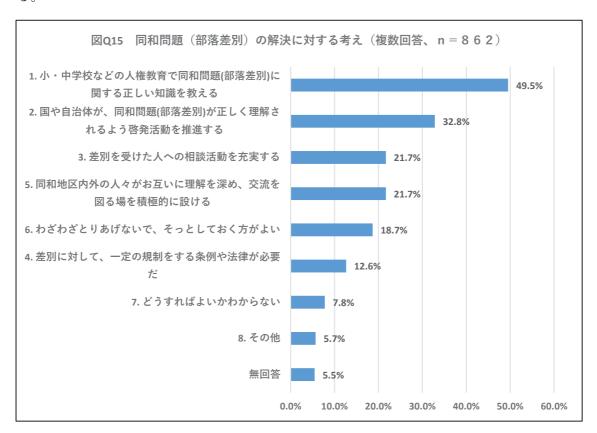
- 1. 小・中学校などの人権教育で同和問題(部落差別)に関する正しい知識を教える
- 2. 国や自治体が、同和問題(部落差別)が正しく理解されるよう啓発活動を推進する
- 3. 差別を受けた人への相談活動を充実する
- 4. 差別に対して、一定の規制をする条例や法律が必要だ
- 5. 同和地区内外の人々がお互いに理解を深め、交流を図る場を積極的に設ける
- 6. わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい
- 7. どうすればよいかわからない
- 8. その他

(1)全体の傾向

その結果を多い順に並び替え、図にしたのが【図 Q15】である。

「小・中学校などの人権教育で同和問題(部落差別)に関する正しい知識を教える」が約5割で最も多く、次いで国や自治体が、同和問題(部落差別)が正しく理解されるよう啓発活動を推進する」が3割強ある。つまり、"教育・啓発の推進"を支持する意見が多いことがわかる。続いて「差別を受けた人への相談活動を充実する」(相談)、「同和地区内外の人々がお互いに理解を深め、交流を図る場を積極的に設ける」(交流)が、それぞれ約2割あるが、その一方で「わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい」との意見も同程度の割合である。なお、選択肢として具体的にあげられている方策の中では、「差別に対して、一

定の規制をする条例や法律が必要だ」(法規制)への支持が最も低く、12.6%にとどまっている。



(2) 属性別の傾向

"法規制"に対する支持は、全体としては低くとどまったが、年齢別でみると、若い年代になるにつれて徐々に高くなる傾向がある。また、「差別を受けた人への相談活動を充実する」「同和地区内外の人々がお互いに理解を深め、交流を図る場を積極的に設ける」も 20 歳代の割合がやや高い。

(3) 経年比較

選択肢が異なるので単純に比較はできないが、"教育・啓発の推進"が必要であるとの意見がいずれも比較的高くなっている。また、"そっとしておく"という意見はいずれも比較的少なくなっている。

(4)「その他」

「その他」を選んだ者が記入した内容を、類似する回答に分類し、まとめると下記のと おりである。「行政が特別な施策や立法をしない」「若者は差別をしていない、わざわざ教 えないほうがよい」といった考え方に基づく書き込みがまとまっていることが注意をひく。 なお、()内に示したのは人数。

- ・行政が特別な施策や立法をしない方がよい(10)
- ・正しい知識を教える(3)
- ・若者は差別していない・わざわざ教えないほうがよい(9)
- 自然になくなる(2)
- ・差別はもうほとんどない、以前ほど深刻ではない(5)
- ・差別はなくならない(2)
- ・相手を理解する、自分にのこととして考える(3)
- ・その他 (15)

6. 外国人の人権について【問 16】

世界には多くの国があり、多様な文化や人種がある。そしてまた日本にも様々な民族や国籍の人が住んでいる。互いの異なる文化や価値観を尊重し学び合いながら、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、国際社会にふさわしい人権意識を育むことが必要である。

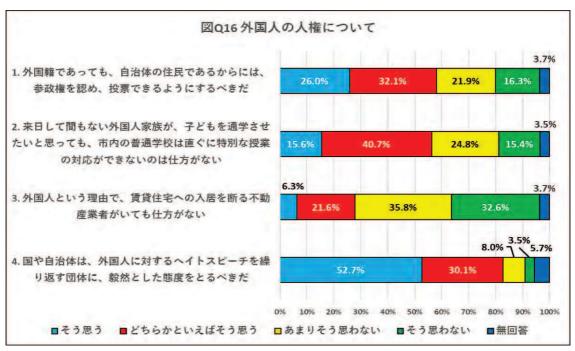
外国人の人権に関しては、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 外国籍であっても、自治体の住民であるからには、参政権を認め、投票できるようにするべきだ
- 2. 来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない
- 3. 外国人という理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいても仕方がない
- 4. 国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q16】のとおりである。また、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算し、「外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場に立つ回答」(以下"積極的回答"と記す)の多かった順に並べ替えると、【表 Q16】となる。表中、アミをかけた方が"積極的回答"、かかっていないほうが"消極的回答"である。「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」に"賛成"が8割台で高くなっており、ヘイトスピーチを繰り返す団体に"反対"する意見が多い。「住宅の入居拒否」への"反対"や「外国人の参政権」への"賛成"などの"積極的回答"は、5

割台~6割台でやや低くなる。なお、「外国人の子どもへの教育環境の早期提供」への"反対"(積極的回答)は、約4割となっている。



【表 Q16】

	4X 4101		
		賛 成	反 対
4.	国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ	82. 8%	11. 5%
3.	外国人という理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者が いても仕方がない	27. 9%	68. 4%
1.	外国籍であっても、自治体の住民であるからには、参政権を 認め、投票できるようにするべきだ	58. 1%	38. 2%
2.	来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない	56. 3%	40. 2%

(2) 属性別の傾向

性別:次の2項目で、「女性」のほうが、外国人の人権に対して"積極的回答"が多い。まず「外国籍であっても、自治体の住民であるからには、参政権を認め、投票できるようにするべきだ」への"賛成"(積極的回答)は「女性」が「男性」より多く(14.1 ポイント差)、また「来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない」では、"反対"(外国人の人権に対する"消極的回答")は、「男性」にやや多い(9.2 ポイント差)。

年齢:設問によって、若い年代層に"積極的回答"が多いものと、逆に"消極的回答"が多くなるものとがある。「外国籍であっても、自治体の住民であるからには、参政権を認め、投票できるようにするべきだ」に対しては、年齢が高くなるほど"賛成"(積極的回答)が少ない。一方、「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」に対する"賛成"(積極的回答)が、「40歳代」「50歳代」「60歳代」で8割台後半であるのに対し、「20歳代」「30歳代」「70歳以上」が7割台と、約10ポイントの差がある。「来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない」に対して、"反対"(積極的回答)が「30歳代」「70歳以上」で3割台にとどまっている。また「外国人という理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいても仕方がない」に対しても、"反対"(積極的回答)が「30歳代」「70歳以上」で6割台前半と、他の年代よりやや少ない。全体的に「70歳以上」では"積極的回答"は少なくなっている。

職業:「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」に対して"賛成"(積極的回答)が、「その他」を除く全職業で8割を超えている。また「学生」の外国人の人権に対する"積極的回答"をみてみると、「来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない」以外の項目で7割を超えている。

「来日して間もない外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応ができないのは仕方がない」に対する"反対"(積極的回答)が、「農業水産業」で特に少なく、1割強にとどまっている。

啓発接触度:全体的に啓発接触度が高くなるにつれ、わずかであるが"積極的回答"が多くなっている。

7. HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権について【問 17】

HIV に感染している人でも、ウィルスの潜伏期間中は、何の症状もなく普通に日常生活を送ることができ、また医療の進歩により、多くの HIV 感染者が入院することなく定期的な通院で普通の生活を送っている。また、ハンセン病は、らい菌により感染するが、感染力は弱く、ほとんど発病の危険性はなく、回復した人に接触しても感染することはない。今は一般の医療機関での外来治療で治る病気となっている。回復者はハンセン病による後遺症としての障がいを持っていることや、長年の入所により社会生活体験がほとんどないことから社会復帰できない状況にある。【問 17】では HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等について、以下の4つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

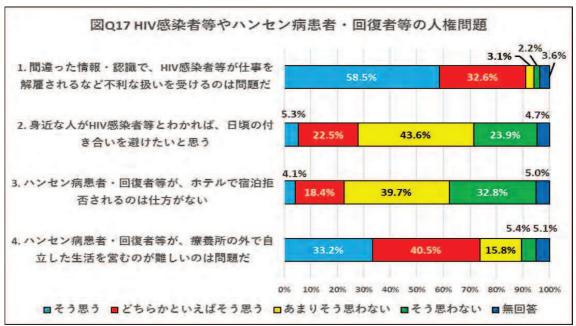
1. 間違った情報・認識で HIV 感染者等が仕事を解雇されるなど不利な扱いを受けるの

は問題だ

- 2. 身近な人が HIV 感染者等とわかれば、日頃の付き合いを避けたいと思う
- 3. ハンセン病患者・回復者等が、ホテル等で宿泊拒否されるのは仕方がない
- 4. ハンセン病患者・回復者等が、療養所の外で自立した生活を営むのが難しいのは問題だ

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q17】のとおりである。また、【表 Q17】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて "反対"として合算し、「HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場にたつ回答」(以下"積極的回答"と記す。表中、アミをかけた方)の多かった順に並べ替えた。



【表 Q17】

	賛 成	反 対
1. 間違った情報・認識で、HIV 感染者等が仕事を解雇されるなど不 利な扱いを受けるのは問題だ	91.1%	5.3%
4. ハンセン病患者・回復者等が、療養所の外で自立した生活を営むのが難しいのは問題だ	73.7%	21.2%
3. ハンセン病患者・回復者等が、ホテルで宿泊拒否されるのは仕方がない	22.5%	72.5%
2. 身近な人が HIV 感染者等とわかれば、日頃の付き合いを避けた いと思う	27.8%	67.5%

2. 属性別の傾向

性別: いずれにおいても、性別での大きな差は認められない。

年齢:「間違った情報・認識で、HIV 感染者等が仕事を解雇されるなど不利な扱いを受けるのは問題だ」に対して、"賛成"(積極的回答)が、すべての年代で8割以上、「70歳以上」を除く年代では9割以上となっている。「ハンセン病患者・回復者等が、ホテル等で宿泊拒否されるのは仕方がない」に対しては、"反対"(積極的回答)が「20歳代」が約5割、「70歳以上」が6割台で、それらを除く年代と比較して低い。ただし、「20歳代」が低いのはこの項目のみである。「身近な人がHIV 感染者等とわかれば、日頃の付き合いを避けたいと思う」では、"反対"(積極的回答)が、「70歳以上」で5割台にとどまっている。

なお、どの項目も「60歳代」「70歳以上」で、"無回答"が多く、また「70歳以上」は、 "積極的回答"が他の年代と比較すると少なくなっている。

職業:「学生」は、「ハンセン病患者・回復者等が、ホテルで宿泊拒否されるのは仕方がない」で"反対"(積極的回答)が5割台と、他の職業より低いものの、他の3項目では"積極的回答"が多く、「間違った情報・認識で、HIV 感染者等が仕事を解雇されるなど不利な扱いを受けるのは問題だ」では全員が"賛成"(積極的回答)、「ハンセン病患者・回復者等が、療養所の外で自立した生活を営むのが難しいのは問題だ」では9割台が"積極的回答"となるなど、HIV 感染者等やハンセン病患者・回復者等の人権に対する理解度が高い。また、「身近な人が HIV 感染者等とわかれば、日頃の付き合いを避けたいと思う」では、「農業水産業」の"反対"(積極的回答)が5割強と少なく、最も高い「公務員・教員」と比較すると25.4ポイントの差がある。

啓発接触度:「ハンセン病患者・回復者等が、療養所の外で自立した生活を営むのが難しいのは問題だ」を除く3項目で、啓発接触度が高いほど、わずかであるが"積極的回答"が多くなっている。

8. 犯罪被害者およびその家族の人権について【問 18】

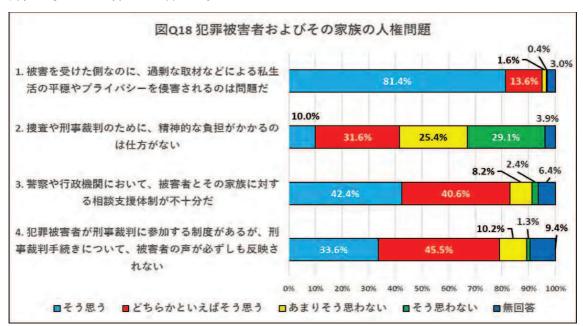
犯罪被害者やその家族の人権について、社会的に関心が高まってきたのは比較的新しい。何の援助もなく孤立し、犯罪による精神的苦痛や経済的負担に苦しんできた。またマスメディアによる過剰取材や報道、プライバシー侵害などの被害にもさらされてきた。犯罪被害の救済は被害者やその家族の人権に基づくものであり、だれもが被害者になる可能性があるとの認識に立ち、社会全体で支え合うことが大事である。

【問 18】では犯罪被害者およびその家族について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 被害を受けた側なのに、過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーを侵害 されるのは問題だ
- 2. 捜査や刑事裁判のために、精神的な負担がかかるのは仕方がない
- 3. 警察や行政機関において、被害者とその家族に対する相談支援体制が不十分だ
- 4. 犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度があるが、刑事裁判手続きについて、被害者の声が必ずしも反映されていない

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q18】のとおりである。また、【表 Q18】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて "反対"として合算し、犯罪被害者およびその家族の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場にたつ回答」(以下"積極的回答"と記す。表中、アミをかけた方)の多かった順に並べ替えた。



【表 Q18】

	賛 成	反 対
1. 被害を受けた側なのに、過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーを侵害されるのは問題だ	95.0%	2.0%
3. 警察や行政機関において、被害者とその家族に対する相談支援体制が不十分だ	82.9%	10.7%
4. 犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度があるが、刑事裁判手続きについて、被害者の声が必ずしも反映されない	79.1%	11.5%
2. 捜査や刑事裁判のために、精神的な負担がかかるのは仕方がない	41.6%	54.5%

「捜査や刑事裁判のために、精神的な負担がかかるのは仕方がない」以外の項目で、"積極的回答"がほぼ8割を超え、犯罪被害者およびその家族の人権に対する理解が進んでいる。

(2) 属性別の傾向

性別:いずれにおいても、性別での大きな差はない。「捜査や刑事裁判のために、精神的な 負担がかかるのは仕方がない」に対しては、"反対"(積極的回答)が「女性」のほうが 3.5 ポ イント多くなったが、それ以外の項目では、「男性」のほうが"積極的回答"がやや多い。

年齢:「被害を受けた側なのに、過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーを侵害されるのは問題だ」に対して、"賛成"(積極的回答)がすべての年代で9割を超えている。また、いずれも「70歳以上」は相対的に"積極的回答"が少ない。「犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度があるが、刑事裁判手続きについて、被害者の声が必ずしも反映されていない」では、"賛成"(積極的回答)が「70歳以上」で6割台後半と、最も多い「40歳代」と25ポイント以上の差がある。同様に「捜査や刑事裁判のために、精神的な負担がかかるのは仕方がない」でも、"反対"(積極的回答)が、「70歳以上」で4割強と、最も多い「50歳代」と20ポイント以上の差がある。

職業:「被害を受けた側なのに、過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーを侵害されるのは問題だ」に対して、"賛成"(積極的回答)がすべての職業で9割を超え、特に「学生」は全員が"賛成"との回答である。「警察や行政機関において、被害者とその家族に対する相談支援体制が不十分だ」でも、全般的に"賛成"(積極的回答)が7割台後半から9割台と高くなっている。また、「犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度があるが、刑事裁判手続きについて、被害者の声が必ずしも反映されていない」に対して、賛成"(積極的回答)が「民間企業・団体経営者、役員、正社員」で9割近くとなり、最も少ない「学生」と20ポイントの差がある。「捜査や刑事裁判のために、精神的な負担がかかるのは仕方がない」では、"反対"(積極的回答)が、「農業水産業」で7割を超え、最も少ない「学生」と30ポイント近い差がある。「学生」は、個人のプライバシーを尊重している一方で、警察の捜査や裁判手続きに対しては一定の理解を示している。

9. 刑を終えて出所した人の人権について【問 19】

罪を犯した場合、法律の定めにより一定の刑に服することになるが、刑を終えて出所した人は、その後社会復帰できることが文明社会としてのあり方である。しかしながら、刑を終えて出所した人やその家族に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識がある。地域社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の更生意欲とともに、職場や地域社会など周囲の理解と協力が不可欠である。

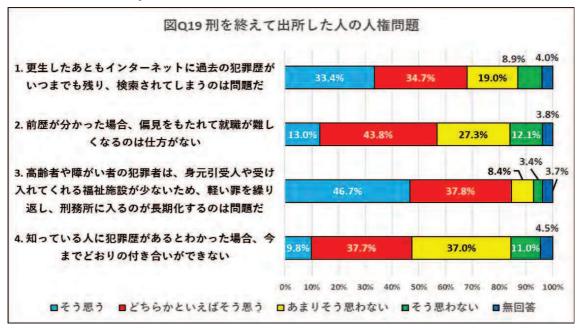
【問 19】では刑を終えて出所した人について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」

「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

- 1. 更生したあともインターネットに過去の犯罪歴がいつまでも残り、検索されてしまうのは問題だ
- 2. 前歴が分かった場合、偏見をもたれて就職が難しくなるのは仕方がない
- 3. 高齢者や障がい者の犯罪者は、身元引受人や受け入れてくれる福祉施設が少ないため、軽い罪を繰り返し、刑務所に入るのが長期化するのは問題だ
- 4. 知っている人に犯罪歴があるとわかった場合、今までどおりの付き合いができない

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q19】のとおりである。



【表Q19】

	賛 成	反 対
3. 高齢者や障がい者の犯罪者は、身元引受人や受け入れてくれる		
福祉施設が少ないため、軽い罪を繰り返し、刑務所に入るのが長期	84. 5%	11. 8%
化するのは問題だ		
1. 更生したあともインターネットに過去の犯罪歴がいつまでも残	68. 1%	27. 9%
り、検索されてしまうのは問題だ	00. 1%	27.9%
4. 知っている人に犯罪歴があるとわかった場合、今までどおりの	47. 5%	48. 0%
付き合いができない	47. 5%	46. 0%
2. 前歴が分かった場合、偏見をもたれて就職が難しくなるのは仕	56. 8%	20. 40/
方がない	30.8%	39. 4%

また、【表 Q19】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて"反対"として合算し、犯罪被害者およびその家族の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場にたつ回答」(以下"積極的回答"と記す。表中、アミをかけた方。その逆は"消極的回答")の多かった順に並べ替えた。

(2) 属性別の傾向

性別:いずれにおいても、性別での大きな差はないが、「知っている人に犯罪歴があるとわかった場合、今までどおりの付き合いができない」に対する"反対"(積極的回答)が、「女性」のほうが 4.8 ポイント少ない。

年齢:「高齢者や障がい者の犯罪者は、身元引受人や受け入れてくれる福祉施設が少ないため、軽い罪を繰り返し、刑務所に入るのが長期化するのは問題だ」に対して、"賛成"(積極的回答)が、すべての年齢において、7割以上と高くなっている。「更生したあともインターネットに過去の犯罪歴がいつまでも残り、検索されてしまうのは問題だ」に対しては、"賛成"(積極的回答)が、「20歳代」を除いて年代が上がるほど多くなり、「30歳代」と「70歳以上」では26.1ポイントの差がある。「前歴が分かった場合、偏見をもたれて就職が難しくなるのは仕方がない」では、"反対"(積極的回答)が、「40歳代」以下の年代では2割台、「50歳代」以上では4割台と、回答が年齢層によりはっきり分かれており、年代の高い者のほうが理解度は高い。また、「知っている人に犯罪歴があるとわかった場合、今までどおりの付き合いができない」に対しても、若い年代のほうが相対的に"消極的回答"が多い。年齢が高いほうが、刑を終えて出所した人の人権に対する理解が深い傾向であることが読み取れる。

職業:「知っている人に犯罪歴があるとわかった場合、今までどおりの付き合いができない」を除けば、「農業水産業」の刑を終えて出所した人の人権に対する"積極的回答"が、他の職業よりも高い。一方で、"消極的回答"をする業種は設問によりバラツキが出る。「高齢者や障がい者の犯罪者は、身元引受人や受け入れてくれる福祉施設が少ないため、軽い罪を繰り返し、刑務所に入るのが長期化するのは問題だ」に対する"賛成"(積極的回答)は「学生」が7割弱で少なくなり、最も多い「農業水産業」と比較して23.3 ポイントの差がある。また、「更生したあともインターネットに過去の犯罪歴がいつまでも残り、検索されてしまうのは問題だ」に対する"賛成"(積極的回答)は「民間企業・団体経営者、役員、正社員」で5割台後半と少なくなり、最も多い「農業水産業」と31.2 ポイントの差がある。「前歴が分かった場合、偏見をもたれて就職が難しくなるのは仕方がない」に対する"反対"(積極的回答)については、「公務員・教員」と「民間企業・団体経営者、役員、正社員」で少なくなり、いずれも2割台後半となっている。

啓発接触度:全体的に、研修会等への参加回数が多い人のほうが、"積極的回答"がやや多い。

10. 性的マイノリティ(性的少数者)の人権について【問20】

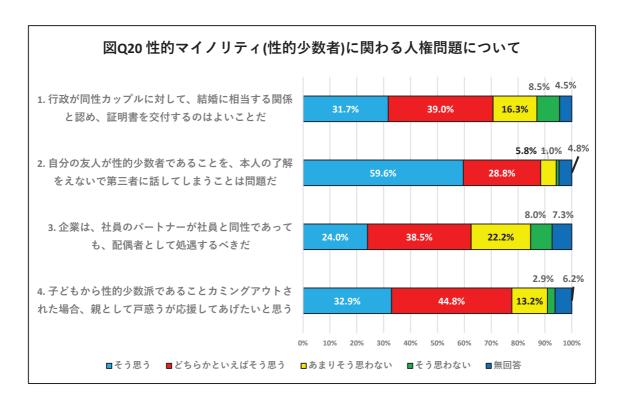
恋愛・性愛がどのような対象に向かうかは多様であり、人それぞれに違いがある。自分と同姓の相手を好きになる人もいれば、好きになる相手の性別にこだわらない人もいる。また同様に自分の性自認についても人それぞれに違いがある。特に、性同一性障がいは、「身体の性別」と「精神的な性別」に不一致があり、その違和感や葛藤により苦しむという心の障がいである。ホルモン治療や性別適合手術などにより、「こころの性」に近づくことで苦しみは軽減されるが、社会における性別の扱いや偏見がなくならない限り、苦しみは続くことになる。

【問 20】ではこれらの性的少数者の人権について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から 1 つを選ぶよう求めた。

- 1. 行政が同性カップルに対して、結婚に相当する関係と認め、証明書を交付するのはよいことだ
- 2. 自分の友人が性的少数者であることを、本人の了解をえないで第三者に話してしまうことは問題だ
- 3. 企業は、社員のパートナーが社員と同性であっても、配偶者として処遇すべきだ
- 4. 子どもから性的少数者であることをカミングアウトされた場合、親として戸惑うが 応援してあげたいと思う。

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q20】のとおりである。また、【表 Q20】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて "反対"として合算し、「性的少数者の人権を守ろうとする立場に立つ回答・幅広く認めるべきだという立場に立つ回答」(以下"積極的回答"と記す。表中、アミをかけた方)の多かった順に並べ替えた。「友人が性的少数者であることを勝手に第三者に開示するのは問題だ」が 9割弱あり、また「子どもが性的少数者であっても応援したい」が 8割近くあることから、性的少数者に対する理解は深まりつつあると思われる。ただし、「行政が同性同士のカップルを結婚相当と認める」ことや、「企業が社員の同性パートナーを配偶者として処遇する」ことへの"積極的回答"は、やや少なくなっていることから、性的少数者の権利の制度化に対しては、やや消極的なところがある。



【表 Q20】

	賛 成	反 対
2. 自分の友人が性的少数者であることを、本人の了解をえないで第三者に話してしまうことは問題だ	88.4%	6.8%
4. 子どもから性的少数者であることカミングアウトされた場合、親として 戸惑うが応援してあげたいと思う	77.7%	16.1%
1. 行政が同性カップルに対して、結婚に相当する関係と認め、証明書を交付するのはよいことだ	70.7%	24.8%
3. 企業は、社員のパートナーが社員と同性であっても、配偶者として処遇すべきだ	62.5%	30.2%

(2)属性別の傾向

性別:「自分の友人が性的少数者であることを、本人の了解をえないで第三者に話してしまうことは問題だ」以外の項目で、「女性」のほうが「男性」より"積極的回答"が多い。「企業は、社員のパートナーが社員と同性であっても、配偶者として処遇すべきだ」では"賛成"で 11 ポイント、「行政が同性カップルに対して、結婚に相当する関係と認め、証明書を交付するのはよいことだ」では"賛成"で 9.9 ポイントの差がある。

年齢: "積極的回答"はすべての項目で年代が下がるにつれて多くなり、「20歳代」で8割台後半から10割、「30歳代」「40歳代」で7割台から9割台となっている。「行政が同性カッ

プルに対して、結婚に相当する関係と認め、証明書を交付するのはよいことだ」に対する"賛成"(積極的回答)は、「20 歳代」と「70 歳以上」では 47.2 ポイントの差があり、また「企業は、社員のパートナーが社員と同性であっても、配偶者として処遇すべきだ」に対する"賛成"は、「20 歳代」と「70 歳以上」で 37.5 ポイントの差がついている。

職業:「自分の友人が性的少数者であることを、本人の了解をえないで第三者に話してしまうことは問題だ」に対する"賛成"(積極的回答)が、すべての職業において8割を超えている。一方、「行政が同性カップルに対して、結婚に相当する関係と認め、証明書を交付するのはよいことだ」に対する"賛成"(積極的回答)は、「学生」が10割に対し、「農業水産業」と「無職」が6割前後で、約40ポイントの差があり、業種での差がある。同様に、「企業は、社員のパートナーが社員と同性であっても、配偶者として処遇すべきだ」では、"賛成"(積極的回答)が、「学生」で9割台、「農業水産業」・「公務員・教員」・「無職」が5割台で、35ポイント以上の差がついており、制度に対する考え方に違いがでている。

学習経験の有無:全ての項目で、学校で人権問題等の学習経験がある人のほうが、"積極的回答"がやや多い。

11. インターネットによる人権侵害について【問 21】

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと"凶器"にもなる。インターネットの画面の向こうに、自分と同様に人権をもった他者の存在を意識することが大切である。

【問 21】では、インターネットによる人権侵害について、以下の 4 つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。

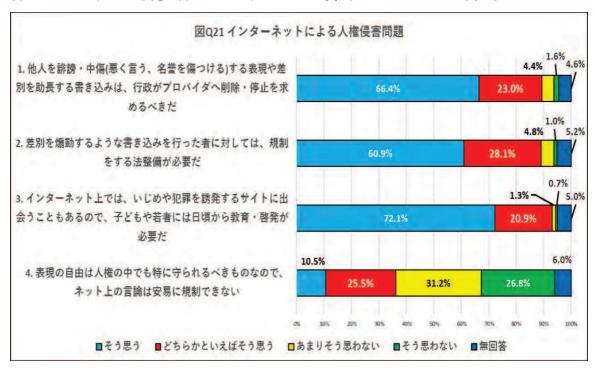
- 1. 他人を誹謗・中傷(悪く言う、名誉を傷つける)する表現や差別を助長する書き込みは、行政がプロバイダへ削除・停止を求めるべきだ
- 2. 差別を煽動するような書き込みを行った者に対しては、規制をする法整備が必要だ
- 3. インターネット上では、いじめや犯罪を誘発するサイトに出会うこともあるので、 子どもや若者には日頃から教育・啓発が必要だ
- 4. 表現の自由は人権の中でも特に守られるべきものなので、ネット上の言論は安易に 規制できない

(1)全体の傾向

その結果は、【図 Q21】のとおりである。また、【表 Q21】では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて"賛成"、「あまりそう思わない」「そう思わない」をあわせて "反対"として合算して示した。なお、ネット上の人権侵害に対して、教育・啓発の推進や、

法的規制を含めて、制度的取組を推進することを支持する意見(以下"積極的回答"と記す。 その逆は「消極的回答」)のほうにアミをかけ、多かった順に並べ替えた。

「教育・啓発の推進」は9割以上、差別的な書き込みに対する「プロバイダーへの削除要請」や「法整備」も9割弱が"積極的回答"を支持している。なお、「表現の自由に関わるので安易に規制はできない」という意見に対しては、"反対"(規制を支持する意見)が5割台にとどまり、やや意見が分かれるが、それでも"賛成"より22ポイント高い。



【表 Q21】

	賛 成	反 対
3. インターネット上では、いじめや犯罪を誘発するサイトに出会うことも	02.0%	0.00/
あるので、子どもや若者には日頃から教育・啓発が必要だ	93.0%	2.0%
1. 他人を誹謗・中傷(悪く言う、名誉を傷つける)する表現や差別を助長	89.4%	6.00/
する書き込みは、行政がプロバイダへ削除・停止を求めるべきだ	89.4%	6.0%
2. 差別を煽動するような書き込みを行った者に対しては、規制をする	89.0%	F 00/
法整備が必要だ	89.0%	5.8%
4. 表現の自由は人権の中でも特に守られるべきものなので、ネット上	26.0%	E0.00/
の言論は安易に規制できない	36.0%	58.0%

(2) 属性別の傾向

性別:「表現の自由は人権の中でも特に守られるべきものなので、ネット上の言論は安易に 規制できない」では、「男性」のほうが「女性」より 4.4 ポイント多いものの、全体的には 性別での大きな差はみられない。 年齢:「他人を誹謗・中傷(悪く言う、名誉を傷つける)する表現や差別を助長する書き込みは、行政がプロバイダへ削除・停止を求めるべきだ」や「差別を煽動するような書き込みを行った者に対しては、規制をする法整備が必要だ」といった規制をかけることに関しては、「20歳代」「30歳代」「70歳以上」が他の年代と比較して5~10ポイント低く、やや消極的である。また、「インターネット上では、いじめや犯罪を誘発するサイトに出会うこともあるので、子どもや若者には日頃から教育・啓発が必要だ」という意見に対する"賛成"(積極的回答)は全体的に多いが、特に「30歳代」で98.7%、「40歳代」「50歳代」では100%となっており、子育て世代で教育・啓発の必要性をより強く感じていると思われる。「表現の自由は人権の中でも特に守られるべきものなので、ネット上の言論は安易に規制できない」は、"賛成"(消極的回答)は「20歳代」で最も多く、55.8%となっている。

職業:教育・啓発を行うことについても、規制をかけることについても、"消極的回答"が多いのは「学生」である。「表現の自由は人権の中でも特に守られるべきものなので、ネット上の言論は安易に規制できない」では、「学生」の"賛成"(消極的回答)が84.6%と最も多い。

12. 結婚に対する考え方【問 22】【問 23】

結婚差別とは、相手方の学歴や家柄、社会的地位、障がいの有無、民族の違い等により、 結婚や婚約に反対もしくは解消させる行為をさす。結婚に関する設問としては、次の2問が ある。

- ・「子どもの結婚相手に求める条件」【問22】
- ・「子どもの結婚に対する親としての態度」【問23】

結婚差別が"ある"と考えることと(現状認識)、実際の場面で結婚に対してどのような態度をとるのか(その人自身の意識・態度)とは、同じではない。そこでこれらの設問では、子どもが結婚すると仮定して、「親として、結婚相手に求める条件」とともに、「自分の子どもが、マイノリティ集団に属する相手と結婚することになったとしたら、親としてどのような態度をとるのか」をきいてみることにした。なお、「子どもがいると仮定して」質問をしているのは、現在の回答者の状況(子どもがいるかどうか)に関わらず、すべての人に回答をしてもらうためである。

また、まず【問22】で、親としての子供の結婚相手に対して求める条件をきき、その上で、「それらの条件を満たしている相手が、同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人、障がいのある人などであった場合、親としてその相手と自分の子どもの結婚に対して、どのような態度をとるか」とたずねている。このような質問の構成をとるのは、「○○だから、貧しいのではないか」「▲▲だから職業に偏りがあるのではないか」といったステレオタイプによ

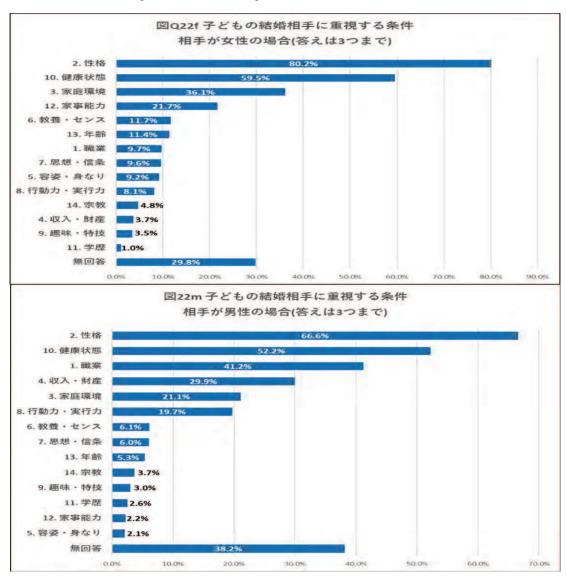
る思い込みを排除し、ここにあげた相手の属性や背景のみに関して、結婚に対する態度を明らかにするためである。

12-1. 子どもの結婚相手に求める条件【問22】

「あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手としてどのような条件を重視しますか」と問い、「相手が女性の場合」、「相手が男性の場合」に分け、14項目から、それぞれ3つずつ選ぶよう求めた。14項目とは、「職業」「性格」「家庭環境」「収入・財産」「容姿・身なり」「教養・センス」「思想・信条」「行動力・実行力」「趣味・特技」「健康状態」「学歴」「家事能力」「年齢」「宗教」である。

(1)全体の傾向

全体の傾向は、【図 Q22 f 】及び【図 Q22 m 】のとおりである。



「相手が女性の場合」「相手が男性の場合」とも、「性格」が1位、「健康状態」が2位となり、ここまでは共通しているが、3位以下の並びがかなり異なる。それぞれ10%を超えたものに注目すると、3位以下は下記のようになる。

「相手が女性の場合」…「家庭環境」「家事能力」「教養・センス」「年齢」 「相手が男性の場合」…「職業」「収入・財産」「家庭環境」「行動力・実行力」

表Q22 重視する条件の比較											
相手が女性の場合 (女性-男性)											
1. 性格	80.2%	13.6									
2. 健康状態	59.5%	7.3									
3. 家庭環境	36.1%	15.0									
4. 家事能力	21.7%	19.5									
5. 教養・センス	11.7%	5.6									
6.年齢	11.4%	6.0									

相手が男性の場合		(男性-女性)
1. 性格	66.6%	-13.6
2. 健康状態	52.2%	-7.3
3.職業	41.2%	31.4
4. 収入·財産	29.9%	26.2
5. 家庭環境	21.1%	-15.0
6.行動力・実行力	19.7%	11.6

相手の性別により、重視する条件がかな り異なるところは、「女はこうあるべき」 「男はこうあるべき」というような考え (性別による役割分業意識)を反映してい ると考えられる。そこで、「相手が女性の 場合」「相手が男性の場合」とも、それぞ れ 10%を超えていた上位の条件に限って、 相手が女性の場合と相手が男性の場合と で、どの程度の差があったのかをまとめみ たのが、【表 Q22】である。大きな開き(こ こでは10%以上の差に注目してみた)が ある場合に、数値の多い方にアミをかけて 示している。これを見ると、「相手が女性」 であると「性格」「家庭環境」「家事能力」 がかなり多くなり、また「相手が男性」の 場合には、「職業」「収入・財産」「行動力・

実行力」がかなり多くなっており、性別による役割分業意識が、より明確に表れている。

12-2 子どもの結婚相手に対する親としての態度【問 23】

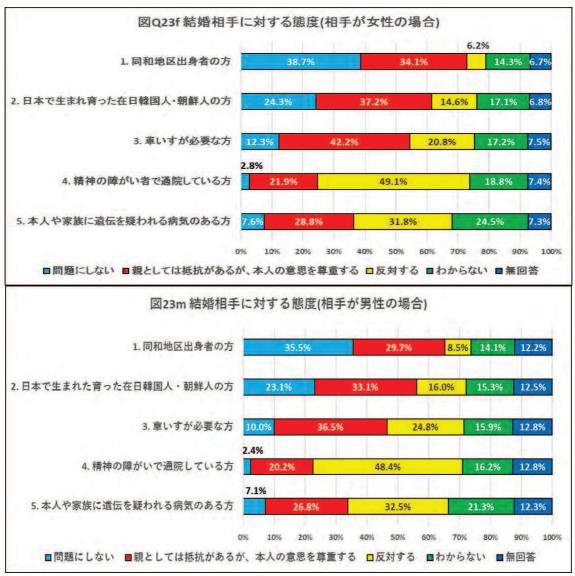
次に、子どもの結婚相手が前問で選んだ条件を満たしているとして、「同和地区出身者の方」「日本で生まれ育った在日韓国人・朝鮮人の方」「車いすが必要な方」「精神の障がいで通院している方」「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方」であるとき、親としてどのような態度をとるか、相手が女性の場合、男性の場合の別にきいた。選択肢は「問題にしない」「親としては抵抗あるが本人の意思を尊重する」「反対する」「わからない」であり、このうち1つを選ぶよう求めている。

(1) 全体の傾向

全体としては、「【図 Q23 f 】及び【図 Q23 m 】のとおりである。

また、【表Q23-1】では、「問題にしない」と答えた割合のみ抜き出して比較している。(「問題にしない」と答えた割合が多かった順に並べ替えた。)

相手が女性の場合」「相手が男性の場合」のいずれも、「問題にしない」割合は、「同和地区出身者」「在日韓国・朝鮮人」「車いすが必要な方」「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方」「精神に障がいのある人」の順となり、結婚相手の性別では、その割合にはほとんど差がない。



表Q23-1 子どもの結婚について—「問題にしない」割合

	相手が女性	相手が男性
同和地区出身者	38. 7%	35. 5%
在日韓国・朝鮮人	24. 3%	23. 1%
車いすが必要な方	12. 3%	10. 0%
本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方	7. 6%	7.1%
精神の障がいで通院している方	2. 8%	2. 4%

(2) 属性別の傾向

性別:「相手が女性の場合」の場合、「同和地区出身者」を除くすべての項目で、「男性」回答者の反対がやや多くなっている。「相手が男性の場合」は、「精神の障がいで通院している方」「本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方」の 2 項目で、「男性」回答者の反対がやや多い。

年齢:相手が女性の場合・男性の場合とも、ほぼすべての項目において共通するのは、「問題にしない」割合が若い年代層に高いこと、「反対する」割合が、「同和地区出身者」「在日韓国・朝鮮人」を除く項目で、高い年代層で高くなる、という点である。

啓発接触度:「本人・家族に遺伝を疑われる病気のある方」を除く項目で、「反対する」割合は、啓発との接触度「高群」ほど少なくなり、また接触度が下がると「わからない」が多くなる傾向がある。

(3) 経年比較

子どもの結婚相手に対する親としての態度については、今回の調査は 5 項目及び男女別での設問としているが、前回調査は子どもの結婚相手が「同和地区の人」である場合のみの設問となっている。また選択肢も異なるので厳密な比較はできないが、「同和地区出身者の方」の場合と比較してみる。

前回調査の回答で「少しは抵抗あるが、子どもの意思を尊重する」が 31.9%、「反対だが、子どもの意思であれば尊重する」が 11.3%であり、これらを合わせて 43.2%は「子どもの意思を尊重する」との回答であったのに対し、今回の調査の「親としては抵抗があるが、本人の意思を尊重する」が 34.1%であることから、9.1 ポイント減となっている。一方、前回調査の「無回答」が 0.9%であったのに対し、今回の調査は「無回答」が 6.7%と、5.8 ポイント増えている。

(4) 結婚に対する態度の相関

これら5つの集団に対する態度には、どのような相関があるのか、【表 Q23-2】【表 Q23-3】に、スピアマンの順位相関係数を示した。

表 023-2 相手が女性の場合一スピアマンの相関係数

	同和地区出 身者の方	日本で生ま れ育った在 日韓国・朝 鮮人の方	車いすが必 要な方	精神の障が いで通院し ている方	本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方
同和地区出身者の方	1. 000	. 590**	. 414**	. 380**	. 411**
日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人の方		1. 000	. 511**	. 464**	. 474**
車いすが必要な方			1. 000	. 601**	. 541**
精神の障がいで通院している方				1. 000	. 639**
本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方					1.000

表 Q23-3 相手が男性の場合一スピアマンの相関係数

		日本で生ま			本人や家族
		れ育った在		精神の障が	に遺伝を疑
	同和地区出	日韓国•朝	車いすが必	いで通院し	われる病気
	身者の方	鮮人の方	要な方	ている方	のある方
同和地区出身者の方	1.000	. 638**	. 456**	. 377**	. 430**
日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人の方		1.000	. 523**	. 471**	. 483**
車いすが必要な方			1.000	. 628**	. 587**
精神の障がいで通院している方				1. 000	. 665**
本人や家族に遺伝を疑われる病気のある方					1. 000

なお、相関係数とは、質問に対する回答の結びつきの強さを示すもので、1 から-1 の間の値をとる。プラスの値をとれば正の相関、マイナスとなれば、負の相関を示す。絶対値が1 に近いほど相関が強く、0 はまったく相関がないことを表す。(但し、「わからない」「回答なし」は除外)。

これを見ると、「相手が女性の場合」では、最も相関が低いのは、「同和地区出身者」と「精神の障がいで通院している方」である。この 2 つの集団に対しては、結婚への態度が違う人が比較的多い、ということがわかる。

(5) 結婚に対する態度が大きく異なる2集団 (「同和地区出身者の方」と「精神の障がいで 通院している方」) に対して、「一貫して賛成」「一貫して反対」の回答者が重視する「条件」

このように、結婚に対する態度が最も異なる2集団に対して、「一貫して賛成(2集団ともに「問題にしない」)」「一貫して反対(2集団ともに反対)」する回答者は、それぞれ結婚相手にどのような条件を求めているのであろうか。またそこに違いがあるだろうか。

そこで、「女性の結婚相手」「男性の結婚相手」の別に、「一貫して賛成」「一貫して反対」の態度をとる者が、それぞれ求めている条件をあげ、表にした(【表 Q23-4】【表 Q23-5】)。

「一貫して賛成」は、相手が女性の場合、男性の場合のいずれも 20 人程度と、ごく少数であることから、パーセントを比較することは困難ではあるが、かなりパーセントの開いたものだけに注目してみると、「一貫して反対」の者は、「相手が女性」の場合には「家庭環境」「健康状態」、「相手が男性」の場合には「職業」「家庭環境」「収入・財産」「健康状態」などをより多く挙げていることがわかる。

表 Q23-4 結婚相手に求める条件—相手が女性の場合

	職業	性格	家庭環境	容姿・身なり	教養・セス	思想・信条	行動力· 実行力	健康状態	学歴	家事能力	年齢	宗教	回答なし	総数
一貫	5	38	31	2	5	7	4	26	3	12	3	6	2	50
して	10. 0%	76. 0%	62. 0%	4. 0%	10.0%	14. 0%	8. 0%	52. 0%	6. 0%	24. 0%	6. 0%	12. 0%	4. 0%	100.0%
反対	10.0%	70.0%	02.0%	4. 0%	10.0%	14.0%	0.070	32.0%	0.0%	24. 0%	0.0%	12. 0%	4.0%	100.0%

	職業	性格	家庭環境	収入· 財産	容姿・身なり	教養・センス	思想·信条	行動 力·実 行力	趣 味· 特技	健康状態	家事能力	年齢	回答 なし	総数
一貫	4	20	6	5	2	2	4	5	2	4	4	2	1	22
して 賛成	18. 2%	90. 9%	27. 3%	22. 7%	9. 1%	9. 1%	18. 2%	22. 7%	9. 1%	18. 2%	18. 2%	9. 1%	4. 5%	100.0%

表 Q23-5 結婚相手に求める条件—相手が男性の場合

	職業	性格	家庭環境	収入財産	教養・センス	思想:信条	行動 力·実 行力	趣味·特技	健康状態	学歴	家事能力	年齢	宗教	回答なし	総数
-															
貫	32	45	27	28	6	8	8	2	35	3	1	5	4	1	69
L															
τ															
反	46. 4%	65. 2%	39. 1%	40. 6%	8. 7%	11.6%	11.6%	2. 9%	50. 7%	4. 3%	1.4%	7. 2%	5. 8%	1.4%	100.0%
対															

	職業	性格	家庭環境	収入財産	教養・センス	思想· 信条	行動 力·実 行力	趣味・特技	健康状態	家事能力	年齢	回答なし	総数
貴し	6	15	2	6	3	3	5	1	6	2	2	2	20
て賛成	30. 0%	75. 0%	10. 0%	30. 0%	15. 0%	15. 0%	25. 0%	5. 0%	30. 0%	10. 0%	10. 0%	10. 0%	100. 0%

13. 虐待について【問 24】

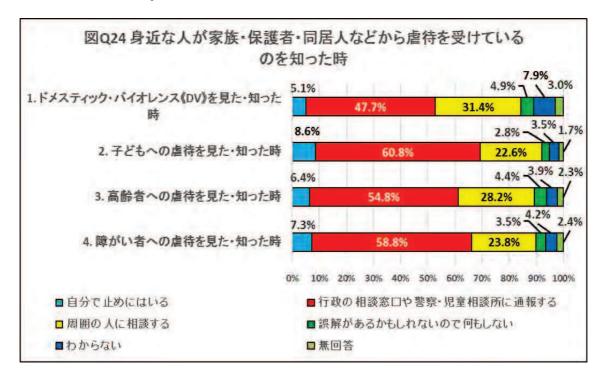
配偶者や高齢者・障がい者への暴力は、犯罪となる行為も含まれる重大な人権侵害である。また児童虐待は、子どもの身体や心に深い傷を負わせ、ときには生命に危険が及ぶ場合もある。児童虐待が増える背景には、人間関係の希薄化、子育てする親の孤立など環境の変化が大きく影響している。

【問 24】では、身近な人が虐待を受けているのを知った場合について、以下の 4 つのをケースを提示し、「自分で止めに入る」「行政の相談窓口や警察・児童相談所に通報する」「周囲の人に相談する」「誤解もあるかもしれないので何もしない」「わからない」から 1 つを選ぶよう求めた。

- 1. ドメスティック・バイオレンス《DV》を見た・知った時
- 2. 子どもへの虐待を見た・知った時
- 3. 高齢者への虐待を見た・知った時
- 4. 障がい者への虐待を見た・知った時

(2) 全体の傾向

その結果は、【図 Q24】のとおりである。



いずれの項目においても、「行政の相談窓口や警察・児童相談所に通報する」が 5 割~6 割前後で一番多く、次いで、「周囲の人に相談する」が多くなっている。一方で、「自分で止めにはいる」「誤解があるかもしれないので何もしない」「わからない」は、いずれも 1 割未満となっている。公的な機関の窓口や周りの人に、とにかく"相談"等をしようとする者

はいずれの場面でも 8 割程度あり、これに「自分で止めにはいる」をあわせ、大多数は何らかの行動を起こすと回答している。また 4 項目の中では、「子どもへの虐待」のケースで行動を起こす割合が最も高く 92.0%となっており、逆に「DV を見た・知った時」に行動を起こすのは 84.2%と、4 つの中では一番少ない。

(2) 属性別の傾向

性別: どの項目においても、「行政の相談窓口や警察・児童相談所に通報する」は「男性」がやや多く、「周囲の人に相談する」は「女性」がやや多くなっている。また、「自分で止めにはいる」は、どの項目においても「男性」が「女性」を上回っており、3~7 ポイント程度の差がある。

年齢:「子どもへの虐待を見た・知った時」に「何らかの行動を起こす」のは「50歳代」が一番多く、これ以外の3項目においては、「20歳代」が一番多くなっている。また、「何らかの行動を起こす」と回答しなかった者についてみてみると、大きな差はないものの、いずれの項目も「70歳以上」が一番多くなり、次いで「30歳代」となっている。

職業:「何らかの行動を起こす」のは、いずれの項目においても、「学生」が 10 割で一番多く、農林水産業」がこれに次いで多い。またそのうち、「行政の相談窓口や警察・児童相談所へ通報する」では、「公務員・教員」と「農林水産業」が全体的に多くなる。一方で、「誤解があるかもしれないので何もしない」をみてみると、いずれの項目においても「公務員・教員」がやや多くなっている。

経年比較:「子どもへの虐待」と「高齢者への虐待」に関しては、選択肢は異なるものの前回調査でも質問しているので、経年比較してみる。「子どもへの虐待を見た・知った時」について、前回調査では「通報する」が 38.9%であったのに対し、今回の調査の「行政の相談窓口や警察・児童相談所に通報する」で 60.8%と、21.9 ポイント増となっている。一方、「周囲の人に相談する」は、前回調査の 43.8%から 22.6%と 21.2 ポイント下がっている。「自分でとめにはいる」も含めて「何らかの行動を起こす」のは、4.7 ポイント上昇している。

同様に「高齢者への虐待を見た・知った時」では、前回調査では「通報する」が 31.0% であったのに対し、今回の調査の「行政の相談窓口や警察・児童相談所に通報する」で 54.8% と、23.8 ポイント増となっている。一方、「周囲の人に相談する」は、前回調査の 49.3%から 28.2%と 21.1 ポイント下がっている。「自分でとめにはいる」も含めて「何らかの行動を起こす」のは 4.1 ポイント上昇している。周囲の人に相談するよりも、公的な機関に相談する者が大幅に増えたかたちとなっている。

第4章 人権課題等の解決のために

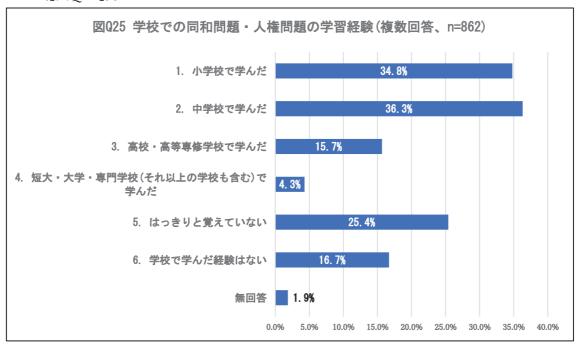
本章では、「人権課題等の解決のために」と題し、「人権問題について学校で学んだ経験」 「人権問題に関する講演会・研修会への参加経験や評価」「今後取り上げてほしいテーマ」 について質問し、今後の市の取り組みへの参考となる意見等を調査した。

1. 同和問題(部落差別)や人権問題について、学校の授業等で学んだ経験【問25】

【問 25】では、同和問題(部落差別)や人権問題について、学校の授業等で学んだ経験があるかをきき、「小学校で学んだ」「中学校で学んだ」「高校・高等専修学校で学んだ」「短大・大学・専門学校(それ以上の学校も含む)で学んだ」「はっきりと覚えていない」「学校で学んだ経験はない」から選ぶよう求めた(該当するものは、いくつでも選択してよい複数回答方式)。

(1) 全体の傾向

「はっきりと覚えていない」が約25%、「学校で学んだ経験はない」が約17%であるが、学習経験としては、「小学校」「中学校」が3割台、「高校・高等専修学校」は1割台となった(【図Q25】)。



(2) 属性別の傾向

性別:本調査では、性別による回答者の特徴的な傾向はみられないが、「学校で学んだ経験はない」と答えた者が「男性」でやや多くなっている。

年齢::小学校の学習経験は、「50歳代」以下と「60歳代」以上の間に大きな変化がある。「小学校で学んだ」をあげている者は「60歳代」以上では1~2割程度であるが、「50歳代」以下では、3~7割台と高くなる。またこの傾向は「中学校で学んだ」をあげている者でもこれに近い傾向となっている。特に「40歳代」の「小学校」での学習経験有りの割合が7割を超えるのが目立ち、これに次いで「50歳代」の「小学校」での学習経験有りの割合が6割超となっている。これに対して「学校で学んだ経験はない」が「70歳代」で3割を超える。また「はっきりと覚えていない」は、「20歳代」「60歳代」「70歳以上」がいずれも3割程度となっている。

なお、中学卒業後の進学率は、年代により異なると考えられるので、「高校・高等専修学校」より上の学校での学習経験については、単純には比較できない。

職業:「公務員・教員」が「小学校」「中学校」「短大・大学・専門学校」において、学習経験がある割合が最も高い。また「民間企業・団体の経営者、役員、正職員」も「小学校」「中学校」「高校・高等専修学校」での学習経験は、公務員に次いで高い。

啓発接触度: 啓発接触度の比較ではあまり差が見られないものの、「研修会等への参加」経験が全くない者は、学校で学んだかどうか「はっきりと覚えていない」がやや高くなっている。

2. 人権問題に関する講演会や研修会への参加と評価【問 26】

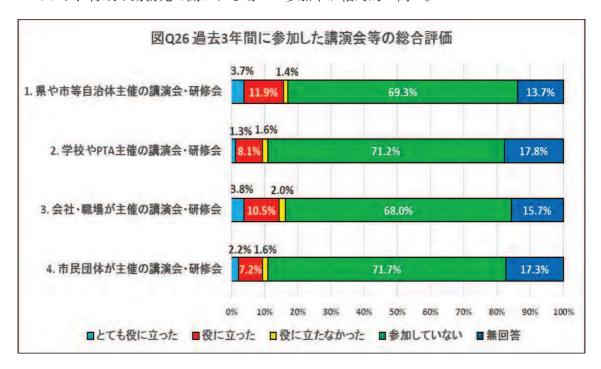
過去3年間に参加した人権問題に関する講演会・研修会と、その評価をきくために、「県や市等自治体主催の講演会・研修会」「学校やPTA主催の講演会・研修会」「会社・職場が主催の講演会・研修会」「市民団体が主催の講演会・研修会」の4つをあげ、それぞれについて、「とても役に立った」「役に立った」「役に立たなかった」「参加していない」から1つを選ぶよう求めた。

(1) 全体の傾向

【図 Q26】のとおり、4 項目とも、「参加していない」が最も多く、「回答なし」と合わせると、いずれも8割台である。そこで、「とても役に立った」「役に立った」「役に立たなかった」を合わせて、ともかくもその啓発事業に参加した者(参加率)の割合をみたところ、以下の順となった。

「県や市等自治体主催の講演会・研修会」	17.0 %
「会社・職場が主催の講演会・研修会」	16.3 %
「学校や PTA 主催の講演会・研修会」	11.0 %
「市民団体が主催の講演会 ・ 研修会」	11.0 %

「県や市等自治体」主催の講演会等への参加が最も多く、「会社・職場」主催がこれに続いており、行政や勤務先で開かれる場への参加率が相対的に高い。



(2) 属性別の傾向

性別:「会社・職場が主催の講演会・研修会」では、「女性」の参加率が「男性」より 14.5 ポイント低い。

年齢:高い年代層になるにつれ参加率が高くなるのは、「県や市等自治体主催の講演会・研修会」で、特に「70歳以上」では3割弱である。また「市民団体が主催の講演会・研修会」も、「60歳代」「70歳以上」で約1割~2割と比較的高くなっている。一方「会社・職場が主催の講演会・研修会」は、「40歳代」「50歳代」がやや高くなっている。

全般的には「20歳代」「30歳代」が「参加していない」の割合が高い傾向にある。また「70歳以上」は4項目とも「回答なし」の割合が高い。

職業:全体的に「公務員・教員」、次いで「農林水産業」の参加率が高い。中でも「会社・職場が主催の研修会」への「公務員・教員」の参加率は63.6%で最も高い。

一方、「学生」は「学校や PTA 主催の講演会・研修会」を除けば、参加率 0 となっている。

学習経験の有無:「学校やPTA主催の講演会・研修会」「会社・職場が主催の講演会・研修会」において、学習経験のある者の参加率がやや高くなっている。

(3) 経年比較

今回の調査は過去 3 年間に限定した設問であるなど、設問に違いがあるため単純に比較はできないが、"いずれかの講演会等に参加したことがある"と回答した者は、36.5%から30.4%に約6ポイント減少している。

(4) 各種事業に対する評価 (参加した者の評価)

ところで、各種講演会・研修会への評価については、これらに参加した者にきくことが 適切である。そこで、「とても役に立った」「役に立った」「役に立たなかった」を合わせて、 ともかくもその啓発事業に参加した者を母数として再集計を行った。

【表 Q26】のとおり、各事業に参加した者は少数でも、「とても役に立った」「役に立った」を合わせて、"役に立った"と評価をした者の割合は7~8割と満足度は高い。

表 Q 26 各種事業に対する評価(参加した者の評価)

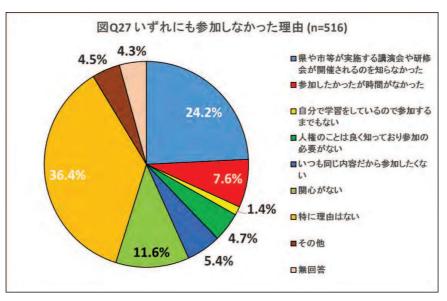
	a. とても 役に立った	b. 役に立った	c. 役に立た なかった	ともかくも 役に立った (a+b)
県や市等自治体主催の講演会・研修会 (n=147)	21.8%	70.1%	8.1%	91.9%
会社・職場が主催の講演会・研修会 (n=141)	23.4%	64.5%	12.1%	87.9%
学校やPTA主催の講演会・研修会 (n=95)	11.6%	73.7%	14.7%	85.3%
市民団体が主催の講演会・研修会 (n=95)	20.0%	65.3%	14.7%	85.3%

3. 講演会や研修会に参加しなかった理由【問27】

【問 26】の 4 項目のいずれにも「参加していない」と答えたのは、516 人であった。いずれにも参加しなかった理由を、「県や市等が実施する講演会や研修会が開催されるのを知らなかった」「参加したかったが時間がなかった」「自分で学習をしているので参加するまでもない」「人権問題のことはよく知っており参加の必要がない」「いつも同じような内容だから参加したくない」「関心がない」「特に理由はない」「その他」から1つだけ選ぶよう求めた。

(1) 全体の傾向

理由のうち最ももあったのは、「特に理由はない、「県や市等はない、「県や市海にでいるが、「県が開催されるが、「関でない」、「関心がない」、「関心がない」、「関心がない」、「はいい、「関心がない」、「がない」、「がない」、「がなかったがなかったがなかった」がなかった」



(7.6%) となっている(【図 Q27】)。

(2) 属性別の傾向

サブ・クエスチョンであるため、少数事例となる属性カテゴリーが多いが、目立つところを記す。

性別ではほとんど差がないものの、年齢別では「開催されるのを知らなかった」は、若くなるにつれて多くなり、特に「20歳代」で 5割に近い。「関心がない」は「30歳代」が一番多く約3割あり、また「特に理由はない」は「50歳代」以上で多く、4割程度ある。職業別にみると、「開催されるのを知らなかった」は学生が多く6割強、「関心がない」は公務員・教員」で多く3割強ある。

(3) その他

なお、「その他」を選んだのは 22 人であるが、具体的な記入があったのは下記のとおりである。(カッコ内は人数。記してない場合は1名の記入。)

- ・子育て、仕事などで忙しい (4)
- ・病気、入院のため (2)
- ・参加しても考えは変わらない (2)
- ・要介護のため
- ・1人で行けない
- ・生きるのに必死で、行く間なし
- 知らなかった
- ・県や市が開催する講演会は見せかけだけ

- ・自ら調べて参加しようと思わない
- ・差別する側が参加しなければ意味ない
- ・両方の立場の人が入るなら参加するかも知れない
- ・推進委員を何年もやっていたので
- ・職場などで参加したことがある
- ・自分なりに学習しているので
- 期待していない
- ・人の集まる場所が苦手
- ・参加する理由ない

(4) 経年比較

「講演会などが開かれているのを知らなかった」については-7.5 ポイント (減少)、「関心がない」は -11.4 ポイント (減少) となっているものの、全体の傾向はほぼ同様で、前回調査と大きな差はない。

4. 今後取り上げてほしいテーマ (講演会など) 【問 28】

人権問題に関する講演会や研修会でとりあげてほしいテーマを自由回答方式でたずねたところ、86人の記入があったが、そのうち「特になし」等を除く有効な要望は76人であり、その内容は下記のとおりである。(カッコ内は人数。記してない場合は1名の記入)。

なお、1人で複数のテーマを挙げているものは分けて記載したので、延べ人数となっている。

【子ども】

- ・子どもの人権(貧困、虐待、世界との差、自治体のサポート不足) (7)
- ・子供のいじめ問題(風通しの良い学校生活など)(5)
- ・大学進学の奨学金
- ・低所得者の方の子供の食事の問題(子供 1 人だけでの食事や、満足に食事が得られていない状況に大きな問題がある)
- ・乳児を虐待する親と親の育った環境

【高齢者】

- ・高齢者に関する人権問題(介護の実態、他者との関わり方、生き方)(8)
- ・高齢者に対する市の取組

【女性】

- · DV について (2)
- ・働く女性の人権 (PTA への参加の是非)
- ・基本的人権に対する男女格差

- ・男女の問題
- ・女性の人権を主張しすぎている問題

【障がい者】

- 障がい者に対する市の取組
- ・障がい者の人権問題
- ・障がい者に対するサポート (情報保障・手話通訳・要約筆記)
- ・精神障がい者への対応等について
- ・障がい者の地域生活・就職・結婚

【同和問題】

- ・同和問題 (2)
- ・同和地区に住まわれた人々の現状について
- ・同和問題の現状と法律について、発達障がいについて

【インターネット】

- ・インターネット等、IT関連での現状
- ・インターネットについて(広がってしまうので、人権確保が難しい)
- ・ネットリテラシー
- ・ネットでの差別、書き込みに対して何ができるのか

【ハラスメント】

- ・セクハラ、パワハラ (2)
- ・リベンジハラスメントについて
- ・モラルハラスメント

【その他】

- ・イジメ(社会的弱者) (2)
- ・いじめ、誘拐、監禁
- ・職場での差別の対処法
- ・生活を豊かにするために
- ・「アイヌの人々の人権」「北朝鮮当局による人権侵害問題」
- ・いつまでも元気で過ごせる様に健康について
- ・子供、老人、障がい者などの社会的弱者に対する人権意識の向上
- ・県や市は今後とも研修会等を行ってほしい
- ・憲法に保障されている人権を保障するために、市としてできること、やっていること、 また利用できるか
- ・自分が侵している身近な差別を気づかされる内容のもの
- ・堅苦しい講演会や研修会でなく、映画鑑賞や落語会を通じて、当人の気持に寄りそえ る楽しく学べる学習会が良い
- ·動物虐待 · 殺処分

- ・演芸会等との共催が良い
- ・パート応募時の年齢制限をなくしてほしい
- ・個人情報保護(を口に出すのが多すぎる)
- ・旧優生保護法について
- ・自尊心や自己尊重、アサーティブについて
- ・ワークライフバランス、長時間労働
- ・人権のグローバル化
- ・「道徳」を重要テーマにすることで人を思いやる気持ちが生まれるのでは?
- ・項目別に分けずに、いろんな問題を1つの講演会でやるとよい
- ・他の自治体や今までの講演会で評価の良かったもの
- ・犯罪抑止のための考え方(TVでボカシを入れて放送しているシーンがあるが、実体を 見せても良いのではないか)
- ・帰化するのにとても苦労する問題
- ・意識しない方法について(行政などが必要以上に騒ぎ立てるのは、意識してない人に も偏見をもたらす)
- · LGBT
- 人権

【批判的なご意見】

- ・やるだけ無駄だと思う。そっとしておくことで解決できる事はある
- ・閉鎖的な行政、企業、団体(身内以外は活動を認めない)
- ・本に書いてあるようなことを説明するのではなく、現実的なことを話すことの出来る 講師を呼ぶ
- ・いつも同じようなテーマなので進展がない
- ・講演会にたまに行くが、ためになったと思うことはあまりないと思ってしまう
- ・可燃ゴミ収集週1回による生活への支障と甚だしい人権侵害
- ・公務員の既得権、同和出身者の公務員採用率について
- ・正社員と臨時職員の待遇の格差、不平等

<補論>部落差別の「現状認識」と、回答者自身の「意識・態度」の違いについて

ところで、本調査では同和問題に関わって、「部落差別についての現状認識」をきく質問と、「回答者自身の同和地区・同和地区出身者に対する意識・態度」をきく質問とがある。前者は、結婚など5つの場面をあげ、差別があると思うかどうかをたずねた【問12】であり、後者には、家の賃貸・購入の際に同和地区や同じ校区を避けるかどうかをきいた【問13】と、子どもの結婚に対する親としての態度をきいた【問23】の2問がある。

ここで注意が必要なのは、「現状認識」と、「回答者自身の意識・態度」とは必ずしも同じではない、ということである。社会には、まだ差別が"ある"と考えていても(現状認識)、必ずしも同和地区出身者との結婚を避けたり、地区内や同じ校区の物件を避ける態度をとるとは限らない。そこで、まず、差別の「現状認識」と、実際の場面での「態度」にどのようなずれがあるかを見る。さらに、差別が"ある"と考えていても、自分は"差別をしない"という態度をとる者に、学校での同和・人権教育がどのような影響を与えているのかを見てみる。

1. 結婚について

【Q12.2】において、部落出身者との「結婚」において、ともかくも差別が"ある"(「明らかな差別がある」+「どちらかといえば差別がある」)・"ない"(「ほとんど差別はない」+「差別はない」)・「わからない」と回答した者の別に、【問 23.1】(同和地区出身者と子どもの結婚に親としてどのような態度をとるか)をクロス集計したものが、【表 補論 1-1】【表補論 1-2】である。

「相手が女性の場合」では、差別が"ある"と思っていても、「問題にしない」者が 24.8% あり、「反対する」(12.2%)より多い。但し、4 割程度が「親としては抵抗があるが本人の意志を尊重する」を選択しているところも注意が必要である。

「相手が男性の場合」でも、傾向は同様であるが、「回答なし」がやや多くなっている。

表 補論 1-1. Q12.2 差別があると思うか【結婚】×Q23 子どもの結婚に対する態度

【相手が女性―同和地区出身者】

		f1. 相手が女性の場合―同和地区出身者の方						
		問題にしない	親としては抵抗 あるが本人の意 志を尊重する	反対する	わからない	回答なし	合計	
g12.2 現在差	ある (n=278)	24. 8%	43. 2%	12. 2%	15. 5%	4. 3%	100.0%	
別があると	ない (n=367)	49.6%	33. 5%	1.6%	6. 8%	8. 4%	100.0%	
思うか【結婚】	わからない (n=267)	38. 6%	23. 2%	5. 8%	26. 1%	6. 3%	100.0%	
>∃ /	回答なし(n=10)	30. 0%	30. 0%	10.0%	10. 0%	20.0%	100.0%	
合計(n=862)		38. 7%	34. 1%	6. 1%	14. 3%	6. 7%	100.0%	

表 補論 1-2. Q12.2 差別があると思うか【結婚】×Q23 子どもの結婚に対する態度

【相手が男性一同和地区出身者】

		r					
		問題にし ない	親としては抵 抗あるが本人 の意志を尊重 する	反対する	わからない	回答なし	合計
g12.2 現在差	ある (n=278)	20. 5%	37. 4%	15. 5%	13. 7%	12. 9%	100.0%
別があると	ない (n=367)	45. 5%	30.0%	3.8%	8. 2%	12. 5%	100.0%
思うか【結婚】	わからない (n=267)	37. 7%	19. 3%	7. 7%	25. 6%	9. 7%	100.0%
74 1	回答なし(n=10)	40.0%	20. 0%	0.0%	10.0%	30.0%	100.0%
合計 n=862)		35. 5%	29. 7%	8. 5%	14. 2%	12. 2%	100.0%

2. 住宅や土地の購入

次に、【問 12.4】において、「住宅や土地の購入。及び引っ越しに際して」差別が"ある"・ "ない"・「わからない」と答えた者の別に、【問 13】(家の購入・マンションの賃貸で同和地 区や同じ校区を避けるかどうかをきいている)をクロス集計したものが、【表 補論 1-3】で ある。なお、わかりやすくするため、「同和地区内・同和地区を含む小中学校区内の物件も 避けると思う」「同和地区内は避けるが、同じ校区内の物件は避けない」を合わせて、「同 和地区は避ける」とした者、「いずれにあってもこだわらない」者だけを対比して、併せ て示した。

差別が"ある"と思っている者では、「同和地区を避ける」が4割を超え、「いずれにあってもこだわらない」より10ポイント以上多くなっている。

表 補論 1-3.

Q12.2 差別があると思うか【住宅・土地】×Q13 家の購入・マンションの賃貸で、同和地区・同じ小・中学校区の物件を避けるか

		同和地区内・同和 地区を含む小中 学校区内の物件 も避けると思う	同和地区内は避 けるが、同じ校区 内の物件は避け ない	いずれにあ ってもこだ わらない	わからな い	回答なし	合計
	ある (n=278)	23. 2%	20. 6%	29. 7%	20. 0%	6. 5%	100.0%
q12.4 現在 差別がある	ない (n=367)	7. 2%	9. 5%	48. 6%	23. 7%	10. 9%	100.0%
と思うか 【住宅・ 土地】	わからない (n=267)	11.0%	7. 2%	26. 2%	50. 2%	5. 3%	100.0%
	回答なし (n=10)	0.0%	7. 1%	42. 9%	35. 7%	14. 3%	100.0%
		11.1%	10. 8%	38. 3%	31.3%	8. 5%	100.0%

	同和地区・同 じ校区とも避 ける	いずれにあって もこだわらない
ある(n=278)	43. 9%	29. 7%
ない(n=367)	16. 7%	48. 6%
わからない(n=267)	18. 3%	26. 2%

3. 差別が"ある"と思っていても、"差別をしない"者の、学校教育経験

ところで、差別が"ある"と認識していても、自分は"差別をしない"という態度をとる者には、学校における同和・人権教育を受けた経験が何らかの影響を与えているのであろうか。 そこで、「結婚」に関しては、【表 補論 1-4】【表 補論 1-5】を作成した。

表 補論 1-4. 結婚差別が存在するかどうかの現状認識(Q12) \rightarrow 自分の子どもの結婚に対する態度(Q23)の変化の別にみた、学校における同和・人権問題の学習経験

【但し子どもの結婚相手は女性の場合】

(子どもの結婚相手は、女性の	小学校 で学ん	中学校 で学ん	高校·高等 専修学校	短大·大学· 専門学校で	はっきり と覚えて	学校で学 んだ経験	回答	合計
場合)	だ	だ	で学んだ	学んだ	いない	はない	なし	
差別がある→問題にしない	35	33	18	5	11	6	1	69
	50. 7%	47. 8%	26. 1%	7. 2%	15. 9%	8. 7%	1. 4%	
差別がある→親としては抵 抗·本人意志尊重する	38	40	12	8	26	30	0	120
	31. 7%	33. 3%	10. 0%	6. 7%	21. 7%	25. 0%	0.0%	
差別がある→反対する	12	7	5	2	5	11	2	34
	35. 3%	20. 6%	14. 7%	5. 9%	14. 7%	32. 4%	5. 9%	
差別がある→わからない	22	17	7	0	12	4	0	43
	51. 2%	39. 5%	16. 3%	0. 0%	27. 9%	9. 3%	0.0%	

(子どもの結婚相手は、女性の 場合)	小学校 で学ん だ	中学校 で学ん だ	高校・高等 専修学校 で学んだ	短大・大学・ 専門学校で 学んだ	はっきり と覚えて いない	学校で学 んだ経験 はない	回答なし	合計
差別がある→問題にしない	35	33	18	5	11	6	1	69
	50. 7%	47. 8%	26. 1%	7. 2%	15. 9%	8. 7%	1.4%	
差別はない→問題にしない	66	72	38	7	48	26	1	182
	36. 3%	39. 6%	20. 9%	3. 8%	26. 4%	14. 3%	0. 5%	

表 補論 1-5. 結婚差別が存在するかどうかの現状認識(Q12) \rightarrow 自分の子どもの結婚に対する態度(Q23)の変化の別にみた、学校における同和・人権問題の学習経験

【但し子どもの結婚相手は男性の場合】

(子どもの結婚相手は、男性 の場合)	小学校で 学んだ	中学校 で学ん だ	高校·高等 専修学校 で学んだ	短大・大 学・専門学 校で学ん だ	はっきりと 覚えていな い	学校で学 んだ経験 はない	回答なし	合計
差別がある→問題にしない	30	27	15	5	9	4	0	57
	52. 6%	47. 4%	26. 3%	8. 8%	15. 8%	7. 0%	0.0%	
差別がある→親としては抵 抗·本人意志尊重する	31	33	9	7	19	32	0	104
	29. 8%	31. 7%	8. 7%	6. 7%	18. 3%	30. 8%	0.0%	
差別がある→反対する	19	14	8	3	8	7	2	43
	44. 2%	32. 6%	18. 6%	7. 0%	18. 6%	16. 3%	4. 7%	
差別がある→わからない	19	16	6	0	10	4	0	38
	50.0%	42. 1%	15. 8%	0.0%	26. 3%	10. 5%	0.0%	

(子どもの結婚相手は、男性 の場合)	小学校で学んだ	中学校 で学ん だ	高校・高等 専修学校 で学んだ	短大·大 学·専門学 校で学ん だ	はっきりと 覚えていな い	学校で学 んだ経験 はない	回答な し	合計
差別がある→問題にしない	30	27	15	5	9	4	0	57
	52. 6%	47. 4%	26. 3%	8. 8%	15. 8%	7. 0%	0.0%	
差別はない→問題にしない	62	68	34	6	40	27	2	167
	37. 1%	40. 7%	20. 4%	3. 6%	24. 0%	16. 2%	1. 2%	

各行の合計が少数であるから、あまり厳密にパーセントの比較をすることは避けねばならないが、やはり、「差別が"ある"と認識していても、"差別はしない"者」は、「差別が"ある"と認識し、"差別をする"者」や、「差別が"ない"と認識し、"差別はしない"者」などと比べて、とくに小・中学校などでの学習経験が高い。

さらに、「土地」に関しては、【表 補論 1-6】を作成した。これについても同様に、「差別が"ある"と認識していても、"こだわらない"(同和地区を避けない)者」は、「差別が"ある"と認識し、"同和地区を避ける"者」や、「差別が"ない"と認識し、"こだわらない"(同和地区を避けない)者」と比べ、同じく小・中学校での学習経験の割合が高い。同和・人権教育との接触経験が一定の影響を与えていると考えられよう。

表 補論 1-6.

住宅・土地の購入・引っ越しに際して差別が存在するかどうかの現状認識(Q12.4) \rightarrow 家の購入や賃貸で同和地区を避けるかどうかの態度(Q13)の変化の別にみた、学校における同和・人権問題の学習経験

	小学校で 学んだ	中学校で学んだ	高校・高等 専修学校 で学んだ	短大・大学・ 専門学校で 学んだ	はっきり と覚えて いない	学校で学ん だ経験は ない	回答なし	合計
ある→同和地区は避	26	24	14	4	13	14	0	68
ける	38. 2%	35. 3%	20. 6%	5. 9%	19. 1%	20. 6%	0. 0%	100. 0%
ある→こだわらない	22	23	11	3	7	4	1	46
	47. 8%	50. 0%	23. 9%	6. 5%	15. 2%	8. 7%	2. 2%	100. 0%
ある→わからない	13	11	4	1	11	2	0	31
	41. 9%	35. 5%	12. 9%	3. 2%	35. 5%	6. 5%	0. 0%	100. 0%

	小学校で 学んだ	中学校で学んだ	高校・高等 専修学校 で学んだ	短大・大学・ 専門学校で 学んだ	はっきり と覚えて いない	学校で学ん だ経験は ない	回答なし	合計
ある→こだわらない	22	23	11	3	7	4	1	46
	47. 8%	50. 0%	23. 9%	6. 5%	15. 2%	8. 7%	2. 2%	100.0%
ない→こだわらない	71	80	37	10	53	37	4	209
	34. 0%	38. 3%	17. 7%	4. 8%	25. 4%	17. 7%	1. 9%	100.0%